

御敷台其々へ先日測量御役人様御止宿并聞合等に罷越候為御挨拶、御目録被下置候、我等も銀一両被成下候、直様一統御礼申上罷帰り申候、尤外様へは御礼に及不申候、大谷氏も出張也、

オ 「家事要録」

田井和男氏藏

文化十一戊

一 天文測量方御巡国、正月廿一日福居御昼、出石御泊、廿四日山の中へ御越、

一 豊岡大渡より出町橋迄拾七町、

一 豊岡より湯島へ式里三拾四町、

一 百貳拾貳間 あちら谷溝より駄坂  
市郎右衛門殿屋敷迄

内

七拾四間 当村分

一 四百三拾七間半

内

(吉左衛門入口より下は山  
入口地蔵迄こし祢通り)

貳百七拾九間半 当村分こし祢畑地境迄

一 五百三拾間 右同断川土手通り

内

四百廿貳間 当村分うその穴地境迄

一 百拾八間 あちら谷溝より喜三郎入口迄

一 四百四拾老間半 (喜三郎入口より三宅榮  
次殿入口迄山をへ通り)

内

貳百間 (当村分  
荒神山上の端迄)

一 五百三拾四間 右同断川土手通

内

三百十八間 (当村分  
横関地境迄)

一 三百七拾八間 (喜三郎入口より  
立石入口石橋迄)

内

貳百三十八間 (当村分  
口戸迄)

一 東西三百九拾貳間 (三宅境より駄坂境迄  
糸のた山をへ通り)

# 五 村方の記録

## 1 村 概 要

### (一) 村 明 細 帳

#### (1) 〔瀬戸村地方差出帳〕 瀬戸区蔵

書上ヶ申地方指出のひかへ

一 高五拾貳石五斗五合

瀬戸村

田島高合三拾五石貳斗五升

内

高貳斗六升六合

山入

丑歳分

高六石七斗八升九合

瀬戸村庄や  
与三右衛門

一 高五拾貳石五斗五合

瀬戸村

米三斗六升貳合

扶持方

内

高拾石貳斗

津居山村庄や  
孫右衛門

高拾七石貳斗五升五合

引物

米四石五斗

扶持方

引高合拾七石貳斗五升五合

残高三拾五石貳斗五升

毛付

内

高拾石貳斗壹升

上田老石貳斗代

高七石五斗貳升

中田老石壹斗代

拾七石七斗三升

田方

高拾石壹斗五升

上島八斗代

高七石三斗七升

中島六斗代

拾七石五斗貳升

残高三拾五石弍斗五升

毛付

一米粍石

川役

此取ケ拾八石六斗八升弍合五夕

五ツ三分

雜穀方

寅歳分

一米三斗三升三合

小豆五斗代

一取ケ拾八石六斗八升弍合五夕

毛付に付  
五ツ三分

一米弍斗粍升八合

蕎麦七斗代

メ粍石五斗五升粍合

卯歳分

一取ケ拾八石六斗八升弍合五夕

毛付に付  
五ツ三分

一銀拾匁

酒役

以上

辰歳分

一取ケ拾八石六斗八升弍合五夕

毛付に付  
五ツ三分

巳歳分

一取ケ拾八石六斗八升弍合五夕

毛付に付  
五ツ三分

右当村の石高田畠の計<sup>(守)</sup>并給所の時、慶安弍年丑歳より巳の歳迄五ヶ年の取ケ<sup>(箇)</sup>毎年納候、小物成・役銀等不残書付指上ケ申候、若少の儀にても只今隠置、以来於被<sup>(被)</sup>聞召出には何様にも如御法度可<sup>(被)</sup>仰付候、為後日の庄や年寄連判致指上ケ申所如件、

小物成方

瀬戸村庄や

近世

承応三年

午ノ三月廿一日

年寄

与三右衛門

与左衛門

年寄

弥左衛門

五味備前守様御内

島又右衛門殿

北村又左衛門殿

○この前年(承応二年)十月、領主杉原家断絶により差出す。

(2)〔鎌田村差出帳〕

足立六左衛門氏藏

(表紙)

享保十二年

城崎郡

郷鑑大概帳

控

十月

鎌田村

江戸(道法百五拾三里式十町)  
大坂(道法三十四里式十町)  
京都(道法三十三里式十町)

一 高百八石八斗六升壹合

但馬国城崎郡鎌田村

此訳

分米拾壹石五斗五升七合

上田八反八畝廿七步

壹石三斗代

分米貳拾五石七斗五升貳合

中田貳町壹反四畝十八步

壹石貳斗代

分米三拾壹石六升四合

下田貳町八反貳畝十貳步

壹石壹斗代

分米貳拾四石三升

下々田貳町四反九步

壹石代

ノ八町貳反六畝六步

兩毛作無御座候

分米壹石四斗八升

中畑壹反八畝十五步

八斗代

古檢寛文十三丑年京極甲斐守様御檢地

分米式石壹升

三十九人 女

下畑三反三畝十五歩 六斗代

一牛 壹疋

分米壹石八斗七升六合

一 農業の間、男は例年霜月上旬より他国迄参りかせぎ

下々畑四反六畝廿七歩 四斗代

申候、女は翌年作方用意仕候、

分米壹斗五升五合

一 草刈場壹里ほど奥、鎌田村・南谷村・馬路村・祥雲

山畑壹反貳畝廿七歩 壹斗貳升代

寺村四ヶケ村入会刈申候、

△ 壹町壹反壹畝廿四歩

一 御林は無御座候、

分米五斗五合 京極甲斐守様御検地

一 百姓持山、近道小松山、坂本同断、丁子同断、左衛

新田七畝六歩 七斗代

門山田、芝山、長衛門芝山、在上小木山四ヶ所、

都合九ヶ所、

一 養水は谷川懸り六拾石余水損仕候、

一 御年貢米津出し、豊岡領火撫村迄十五町陸持、火撫

一 小物成銀貳拾四匁九分七厘 桑役

村より津居山村迄三里半川舟、

一家数 十七軒 内 壹軒 寺

一 山川狹、無御座候、

十六軒 在家

一 川、式間幅橋有之候、小石川、

一人数 八十壹人 内 三人 出家

一 大川、大浪無御座候、

三十九人 男

一 堤、川除寛普請所無御座候、尤、伏樋二つ御座候へ

世 近

共、先年御公儀より石に被成、唯今普請無御座候、

但戸前損し居申候、

一名物、無御座候、

一古城、無御座候

一村方、土目砂、水場はふか田、

一村方は山寄にて御座候、

一城崎郡の内鎌田谷の義は山寄、谷せまく御座候へは、

他国より陰気に御座候、

一当国出石迄三里、豊岡迄式十町、湯島へ三里式十町、

一丹後湊御役所迄三里半十町、

一古来より申伝打物鍛冶無御座候、

右の通大概相改指上候、已上

但州城崎郡鎌田村庄屋 五郎兵衛

享保十四西九月 同村年寄 六左衛門

(大坂代官)  
千種清右衛門様

御役所

(3) 「岩井村指出明細帳」 今井毅氏蔵

(表紙)

明和九年

但馬国城崎郡

岩井村指出明細帳

辰二月

控へ

延宝八庚申年京極甲斐守様御検見地の節御案内帳

御座候、

但馬国城崎郡岩井村

一 高式百三拾三石六斗壹升八合

内

拾石五斗七升式合

前々無地荒

残式百式拾三石四升六合

内

田高式百六石八斗四升九合

田方

一馬

無御座候、

此反別拾町六反八畝廿式步

石盛

上田 十三

一家數 五拾三軒

中田 十疋

此人數式百式拾九人 内 男 百拾八人

下田 十

女 百拾老人

畑高拾六石壹斗九升七合

畑方

一寺 壹ヶ寺

禪宗 大聖庵

此反別三町五畝九步

石盛

上畑 八

出家 式人

中畑 六

家来 式人

下畑 四

一御高札

板札 三枚

下々畑 三

一村内谷川筋

長 四百間

屋敷高五石七升七合

石盛

壹石

巾 式間

此反別五反廿三歩

是は村奥より流出、川下奈川(巻)へ落合申候、

一 高拾六石五升八合

同村 新田

一川筋用水樋

五ヶ所

此反別式町式反九畝拾式歩

是は前々より御地頭様より御伏替被成下御普請

一 山畑六畝九歩

見取

所にて御座候、

此取米三升式合

一丸木橋

壹ヶ所

一牛

七疋

前々より自普請所

世 近

一 川除石堤

右同断

一 他村より納候小物成

延長八百間

一 溜池

無御座候、  
無御座候、

一 井堰

六ヶ所

一 町場市場

無御座候、

一 百姓持山

五ヶ所

一 耕作の外

男は冬春雪下縄俵仕候、  
女は布木綿少々宛仕候、

一 秣場 他村と入合山無御座候、

一 米 三斗五升壹合

茶役

一 御年貢御料初年より皆銀納にて御座候、

一 同 壹斗三升

楮役

一 当村田畑三分通は水損勝の所にて御座候、

一 同 壹石

山役

一 田畑小作入

一 同 式斗六升七合

刈畑役

上田壹反に付 小作年貢米壹石壹斗より壹石迄

一 同 銀三拾貳匁

桑役

中田壹反に付 米壹石より九斗迄

一 米 壹斗五升

御伝馬宿入用

下田壹反に付 米九斗より八斗迄

一 同 四斗九升九合

高百石に付六升

新田壹反に付 同五斗より三斗五升迄

一 同 四斗九升九合

六尺給

上畑壹反に付 同七斗より六斗迄

一 同 四斗九升九合

高百石に付式斗

中畑壹反に付 同五斗五升より五斗迄

一 銀 三拾七匁四歩五厘

御藏前入用

下畑壹反に付 同三斗五升より三斗迄

高百石に付拾五匁

下々畑壹反に付 同式斗より壹斗五升迄



右は此度村役人共立会吟味の上、書上申候処相違無

御座候、以上

岩井村庄屋 惣兵衛

明和九辰二月

年寄 作右衛門

同断 伊左衛門

百姓代 孫十郎

久美浜

御役所

本田新田共

一高百五拾三石八斗七升三合

内 三拾八石壹升五合 地不足

七斗 前々永荒

式斗四升七合 前々石砂入

七升八合 去々寅石砂入

残て 百拾四石八斗三升三合

此反別拾四町八反廿六歩半

内訳

田高 八拾五石式斗八升七合 本途

此反別八町六反七畝拾三歩

田高 八石式升七合 段免

此反別八反三畝拾六歩

田高 四升四合 去々寅段免

此反別拾式歩

田高 壹石壹升九合 当辰起返り

(4) 〔田結村明細帳〕

田結区蔵

(表紙)

明和九年

但馬国城崎郡田結村明細帳

辰

但馬国城崎郡

田結村

世 近

此反別卷反式畝廿卷歩

新田高 式石式斗六升

此反別式反八畝七歩半 段免

内三畝廿四歩

畑高 拾八石式升五合

此反別四町八反八畝拾七歩

一家数六拾六軒 内 五拾三軒 百姓

拾三軒 水呑

一人数三百五人 内 百五拾式人 男

百五拾三人 女

一真言宗寺 卷ヶ寺 内 僧三人

下男卷人

一山畑七畝拾五歩 御見取畑

一村間数 東西 廿一間

南北 百七拾式間

一氏神 天王社 卷ヶ所

一久西明神社 卷ヶ所

一神水明神社 卷ヶ所

一薬師堂 卷所

一辻堂 式ヶ所

一板橋 式ヶ所

一牛 式疋女牛

一御高札 三枚

小物成

一銀卷匁四歩七厘 桑役

一米卷石三斗式升 山役

一同五斗 川役

一同卷升 楮役

一同卷石卷斗四升七合 刈畑役

一同九升式合 御伝馬宿入用

一同三斗八合 六尺給

一銀式拾三匁八厘 御蔵前入用

西津居山村へ 海上 拾五丁

南気比村へ 八丁半

丹後東蒲井村 廿五丁

北海道

豊岡御城下へ (のり)道法四里半

出石御城下へ 同 七里半

同生野御役所へ 同 拾六里

丹後久美御役所へ 同 老里半

同国宮津御城下へ 同 拾老里

右の通当村差出相違無御座候、以上

明和九年

辰

城崎郡田結村

庄屋 五左衛門

年寄 四郎兵衛

百姓代 善兵衛

(5) 但州城崎郡の内・郡村高石免許代覚(作表)

(豊岡・京極氏知行地)  
(寛政ごろ)  
松島哲郎氏藏

物 成	家数	人数	牛	社 寺, 他 (○印は鎮守)
柔役(銀)〈綿代〉				
48.58(303.6 代) <small>匁 緋匁</small>	42	195	7	○女代大明神・弥陀堂・閑楽寺
58.08(366.0 代)	50	208	8	○五社大権現・庵1ヶ所
52.21(316.8 代)	5	26	2	三宝荒神
104.00(690.0代)	53	245	10	○鉢立大明神・薬師堂・○天満宮
156.0(450.0 代)	92	344	10	○女代大明神・勝妙寺・西光寺
137.81(630.0 代)	21	83	1	○女代大明神・荒神・観音堂
441.50 (2貫300.0 代)	47	245	1	○女代大明神・荒神・天神・妙経寺
11.20(70.0 代) <small>匁</small>	23	105	3	○牛頭天王社・白山大権現・三宝荒神(跡) 観音堂(跡)・妙楽寺
307.20(1 920 代) <small>貫 匁 鮭連上60匁</small>	31	106	6	○三宝荒神・観音堂, (足軽屋敷)
80.00(500匁 代)	2	18		○牛頭天王・瑞泰寺・興国寺・安楽寺・ 篤正院・浄淵庵, (足軽屋敷)
89.33(750.4 代)	31	129	12	○八熊大明神(篠岡村)・天王社・荒神5社・ 瑞峰寺・満願寺(跡)・薬師堂・見開山城跡
117.47(715.0 代)	46	186	13	○八幡宮
112.29(705.8 代)	37	161	12	○牛頭天王・薬師堂
108.42(677.6 代)	54	281	12	○安川大明神・荒神・天王社・養福寺
209.95(1 312.5代)	53	227	15	○三宝荒神
344.61貫 匁 (2 153.8 代)	51	202	8	○棟高大明神・極楽院
103.4 (646.3 代)	58	356	10	(ママ) ○毘沙門堂・稲苅大明神・辻堂, 小船15艘
32.0 (200.0 代)	60	250	15	○八幡宮・観音堂
40.0 (250.0 代)	87	354	15	○熊野権現・猫大明神・三宝荒神・新宮寺・ 辻堂・海老手城跡
32.0 (200.0 代)	23	100	5	(○)三宝荒神・今西大明神(跡)・権現堂・ 蔵六庵
70.4 (440.0 代)	49	236	25	○八幡宮・天王社・辻堂・岩屋権現(跡)・ 岩屋城跡
	10	50		○山王大権現・尼寺
11.39 (71.2 代)	15	55	2	○山王大権現・立正寺・来迎寺・養源寺・ 自性院・田中庵
3.2 (20.0 代)	73	282	2	○山王大権現・晴雲寺・弁財天

## 江戸時代

村名	村高	免	毛付高			新田畑 (町屋敷)	小 茶穀など (米)
			計	田	畑		
今森村	石 400.745	5ツ8	石 346.457	石 157.070	石 189.387	石 .444	石・斗 升 合 □.1.5
江本村	323.276	5ツ5	302.220	160.905	141.315	1.824	0.500
塩津村	55.756	5ツ4	46.957	23.748	23.209	.210	
佐野村	239.356	7ツ8	175.052	110.000	64.243	10.154	.874
九日上ノ町村	367.193	7ツ7	325.726	190.667	135.059	6.781	2.350
九日中ノ町村	85.148	7ツ6	73.118	44.726	28.392	0.214	0.040
九日下ノ町村	201.609	6ツ9	180.175	103.777	76.398	55.550	0.300
妙楽寺村	99.969	7ツ3	90.661	63.171	27.490	.846 (0.435)	0.699
大磯村	238.447	5ツ9	208.576	73.000	135.576	.632 (5.802)	0.815
小尾崎村	211.562	7ツ2	168.213	80.382	87.831	4.854 (14.465)	0.224
木内村	384.434	7ツ1	357.345	348.007	9.338	10.374	0.934
中ノ谷村	340.000	6ツ9	304.674	281.674	23.000		2.632
河谷村	495.878	6ツ4	482.241	452.563	29.678	.628	1.429
百合地村	687.910	6ツ3	606.300	591.920	54.398	.098	5.251
立野村	655.247	6ツ	507.508	429.884	67.624	0.110	0.070
庄境村	512.135	5ツ3	470.759	442.495	28.264	1.966	3.227
一日市村	428.954	不記入	411.392	338.512	72.880	21.637	2.600
下陰村	589.967	6ツ4	589.386	533.127	56.259	21.322	1.941
福田村	809.121	6ツ	733.169	693.311	39.858	11.836	1.281
上陰村	184.758	8ツ2	183.038	174.252	8.786	13.684	0.752
高屋村	384.497	8ツ7	366.277	346.136	20.141	10.896	1.079
正法寺村	116.656	3ツ	114.046	107.828	6.218		
永井町分	479.203	8ツ6	425.629	401.188	24.441	14.462	
新屋敷村	235.014	7ツ9	219.882	206.183	13.699	5.992 (9.135)	0.200

物 成	家数	人数	牛	社 寺, 他 (○印は鎮守)
桑役(銀)〈綿代〉				
匁 190.51 貫 匁 (1 991.1代)	16	108	2	○牛頭天王・小田井県大明神・八王子大権現・道祖神・光行寺・乗福寺・徳証寺・西薬寺・真光寺・愛宕山大権現・宝城寺, 小船 5 艘
366.34 (2.289.6代)	22	130	7	○八幡宮・洞松寺, 小船 4 艘
152.06(950.4 代)	12	60		○住吉大明神・三宝荒神・正福寺・楊岐庵
225.15 (1.407.2代)	33	128	2	天神・○貴布称大明神(山本村), 小船 9 艘
165.67 (1.055.4代) 3.50	21	60	2	○巖島大明神・薬師堂, 小船 2 艘
218.4 (1.365 代)	75	371	25	○貴布称大明神(山本村)・帶雲寺・円福寺(金比羅大権現・観音堂), 小船23艘, 枝村尾崎

一五人組

組頭

与左衛門  
孫兵衛  
庄九郎  
四郎左衛門  
小右衛門

一五人組

組頭

市左衛門  
孫左衛門  
四郎左衛門  
孫右衛門  
四郎兵衛

一五人組

組頭

太郎左衛門  
源右衛門  
右衛門  
孫右衛門

書上ケ申五人組のひかへ

(1) 〔瀬戸村五人組帳控〕

瀬戸区蔵

(二) 村規約

村名	村高	免	毛付高			新田畑	小茶穀など (米)
			計	田	畑		
野田町分	石 207.413	7ツ2	石 172.424	石 107.647	石 64.777	石 1.674 (7.348)	石 0.100
六地藏村	177.710	5ツ9	155.252	100.000	55.252	0.767 (4.769)	4.100
梶原村	257.100	5ツ1	253.012	209.916	43.096	0.377	3.883
火撫村	133.992	7ツ2	114.589	100.497	14.092	1.164	2.999
舟町村	94.377	6ツ9	81.523	59.800	21.723	2.425	4.397
野田分舟町村	78.488	6ツ1	65.860	48.889	16.971	0.395	
宮島村	78.961	7ツ2	68.895	52.200	16.695	0.769	1.583
野田分宮島村	147.266	6ツ3	125.749	107.763	17.986	0.075	0.300
野上村	496.343	7ツ1	470.864	442.180	28.684	16.147	2.918
野田分野上村	100.675		85.020	66.802	28.218	11.438	

一五人組

組頭

弥左衛門

彦右衛門

与右衛門

三郎右衛門

市右衛門

仁助

八郎左衛門

右五人組如此連判仕指上げ申候、組中の儀は不及申、  
 加判無御座候小家一人すぎの者らはおふぢ(翁爺カ)にても在所  
 中に罷有、御法度相背申者出来仕候(也)ば即刻可申上候、  
 万一隠置、以来被聞召出候はは如何様にも此判形(也)の者  
 共如御法度の、可被仰付候、為後日指上げ申所如件、

庄や

承応三年

与三右衛門

午ノ三月廿一日

年寄

与左衛門

年寄

弥左衛門

五味備前守様御内  
(京都代官)

島 又右衛門殿

北村又左衛門殿

○杉原家改易により承応二年末、瀬戸村は京都代官所管轄となつた。

(2) 「村中以来勤方規定」 峠宗男氏藏

近年いつとなく在々軽き其日暮のもの迄も衣類は勿論  
手道具其外とも都て身分不相応成品を用ひ右准平營方  
迄も分限をも不相弁、上下の無差別、物毎花美(つねに華)に押移  
候趣相聞へ候、右の通成行候ては村々治り方も相障り、  
銘々家事取治め候事も難成、自然と及困窮、以の外の  
事に候間、前々より被仰渡候五人組帳前書の趣、猶以  
堅相守可申候、尤も右は於庄屋宅に時々為読聞候詮も

無之、且は用ひさるにも相当り候間、末々迄も吞込候  
様に村役人古来風俗に立戻り候様急度相慥可申候、尤  
儉約の義一時に甚敷は都てゆるみやすぎものに付、至  
て是迄の半減にいたし、嫁取鞆取等の祝儀に至迄、是  
迄の半減にいたし、神事仏事等も同事也、差支無之分  
は成丈半減の程心得を以、万端質素に致、奢ケ間敷義  
に致間敷事、

右の趣、村々小前末々の者迄老人別に能々為申間、村  
々役人共初重立候者共厚く世話いたし候趣行届候様取  
計可申候、此廻状村下に庄屋令請印早々順達、留村よ  
り可相返候、以上

文化七年四月十七日 郡中村々

(久美浜代官)  
塩谷大四郎様

御 役 所

一都て村用に付、寄会の節村役人より相触次第無遅滞  
家主羽織にて可罷出事、



(つけた)

附り 寄会相触候節病氣又は無抱他出仕候者は其趣早々村役人へ相断可申事、

一 男女共朝起の儀、明六ツ時罷出農業家職出情<sup>(物)</sup>可致候、尤朝晩作場出入の刻限不違様に村中申合可相勤事、

一 家主若き者に至迄、衣食共分限より質素に致候義勿論、夜更候迄長居致申間敷候事、

附り 中分たり共部屋住の者は礼儀の外羽織無用  
一 男女共近年衣服・髪かざり・はき物等に至迄、身分不相応花美<sup>(華)</sup>に相成、且上下のへだてなく自然と風儀

悪敷相成候間、以来は身分より質素に致べき事、

附り 男女共五分下駄・かわはなを・足袋ははき中間敷候、中分以下の者衣服は布木綿の外不可着、且銀のかんざし・きぬ・金銀のはね物無用、尤も紙入・たばこ入・手道具等に至迄目立候品不可取

用、日傘無用、中分以上の者他出の節格別の事、  
一 正月年頭勤被仰渡通半減、

一 三月五月節句祝儀の儀一切取遣無用、尤も初節句祝の義、親類・親方の外は分限に応じ、何にても手輕き品一品に限遣可申候、他門心易方たりとも一切取遣し無用、

一 田植の祝ひ無用、

附り 手伝に頼候ものには遣候共別段の事、

一 七月盆勤、親類、親方、子方の外成丈手輕にいたし一品に限り遣ひ可申候、尤他門は取遣無用、

附り 新規躍ならしおどり無用、他村往き堅無用の事、

一 村々氏神祭礼の儀、仕来より手輕に致し尤も親類たりとも居村・他村共供物取遣無用、祭礼賑ひの義、<sup>(物)</sup>所有合の者にて随分軽く可仕事、

附り 両度彼岸たりとも取遣無用、

一 十二月歳暮勤、親類・親方・子方の分手輕にいたし、一品に限遣可申、尤も他門は取遣無用、

世 近

一 參宮下向の節、御祓計(札)、土産物堅無用、酒迎も仕来

通り半減に相勤可申事、

但、村酒迎と外酒迎の義、親類たりとも無用并伊

勢着祝ひ家内計可相勤申事、

一 本家末家の交り睦敷致し、參宮土産・祭礼の御供、

其の外父母に准し可相送事、

附り 当時本家衰ひ候共先祖の家に候へば元を不

忘様可致事、

一 嫁取智取料理躰一汁三菜より五菜迄御酒三献、分限

に応じ可致候、祝の後は親類・親方・子方何事も手

輕に致一品に限り遣ひ可申候、他門は取遣不致并呼

候義無用、

一年賀の儀も右同様、

附 出産・元服・親宅棟上、家内計祝ひ可申事、

一 入湯土産・見舞共一切無用、

一 先祖年忌伝事の節、料理物成丈手輕にいたし、一汁

三菜より五菜迄分限應じ可致、尤送り膳無用、且御

出家の外菓子無用并親類・親方・子方の外他門は取

遣無用、乍然し他門たりとも呼筋の者は格別に候へ

共、是迎も成丈相はぶき可申、是迄呼來の向きの者

の内見計ひ、齋非時と相分案内可致事、

一 不幸の節取計ひ諸事半減に相用可申候、尤野酒并家

内にて酒いだし候儀兩様共堅く無用の事、

一 村々諸祝儀の節、若者共樽入已來無用の事、

右は御趣意に候間、小前一同心得違無之様可致候、

以上

文化七年四月

(3) 「吉井村儉約定め」 吉井区藏

儉約定

一 歳暮取遣無用の事、

一 正月餅右同断

一 嫁取祝義は賄は手かるに取計、一統より祝井(イマ)は是迄

申合の通可相勤事、

一 安産の時、祝義重の内取遣無用の事、

一 年賀祝義無用の事、

一 五節句取遣無用の事、

一 頼母子講の儀は、上中共坪(なます)生酢平(イマ)ひとし、何も有合

の品を以、可相勤事、

一下分人は夜酒壺升買、肴は大根おろしにて可相勤事、

右ヶ条の趣、宝作迄相守、村中無難に暮可申事第一の

事に候、已上

天保四年巳十一月

(4) 「新田井堰規定書」 岡 満夫氏藏

一 宰領の儀は庄屋無解怠(解)相勤可申候、若し御用の節相

役可罷出事、

一 小屋酒狼り不吞、屋丈に可限事、

一 五条にて酒無用、尤共水戸日酒吸物壺つに可限事、  
(請待寺)

一 人足の義は明六ツ時に庄屋宅に相揃、宰領先達に可

罷出事、

一 子供人足堅停止の事、

一 土俵立繩式丈、幅式尺に仕立可申事、

一 簀子の義は長さ壹尺八寸、幅壹尺二寸に可限事、

一 替り人足の義は正四ツ時に庄屋宅に集り直様可罷出

事、

一 人足着帳の義は昼夕二度相改め可申事、

一 人足遣ひ方の義は札持繩張に可限候事、

一 人足砂入持に可限事、

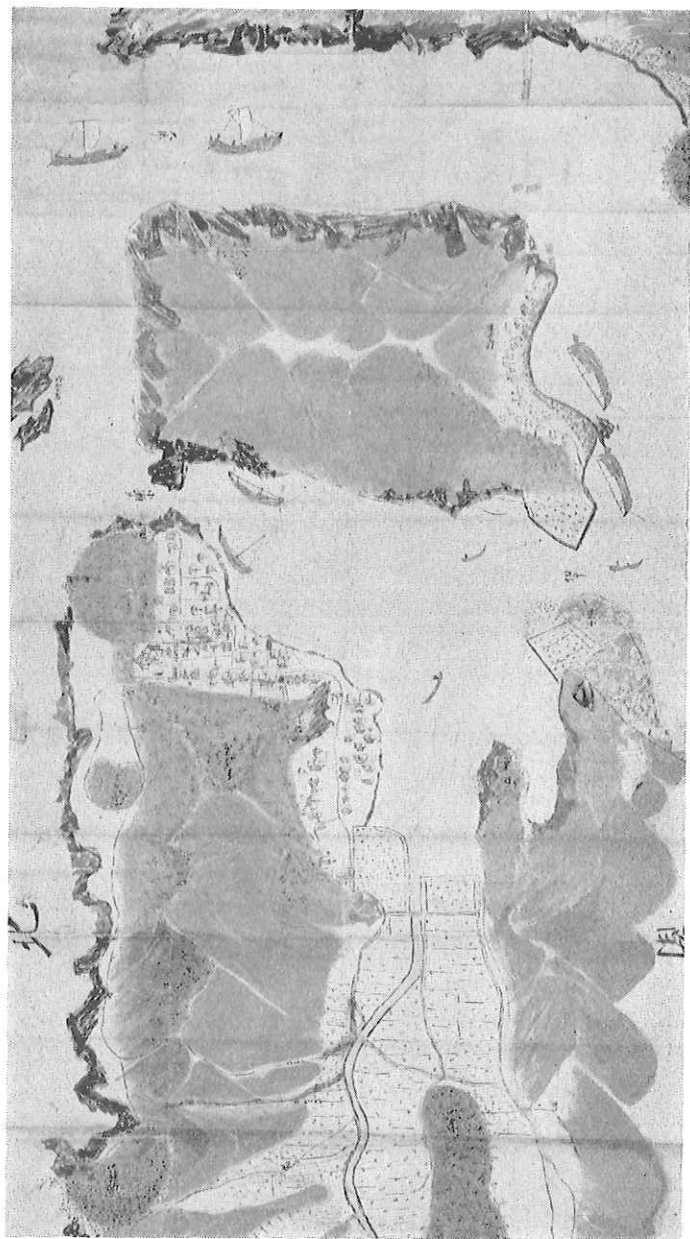
右は近來宰領人足狼りに相成、堰懸り相談の上、前

書の規定相定候上は急度相守可申候、以上

安政三辰年六月日

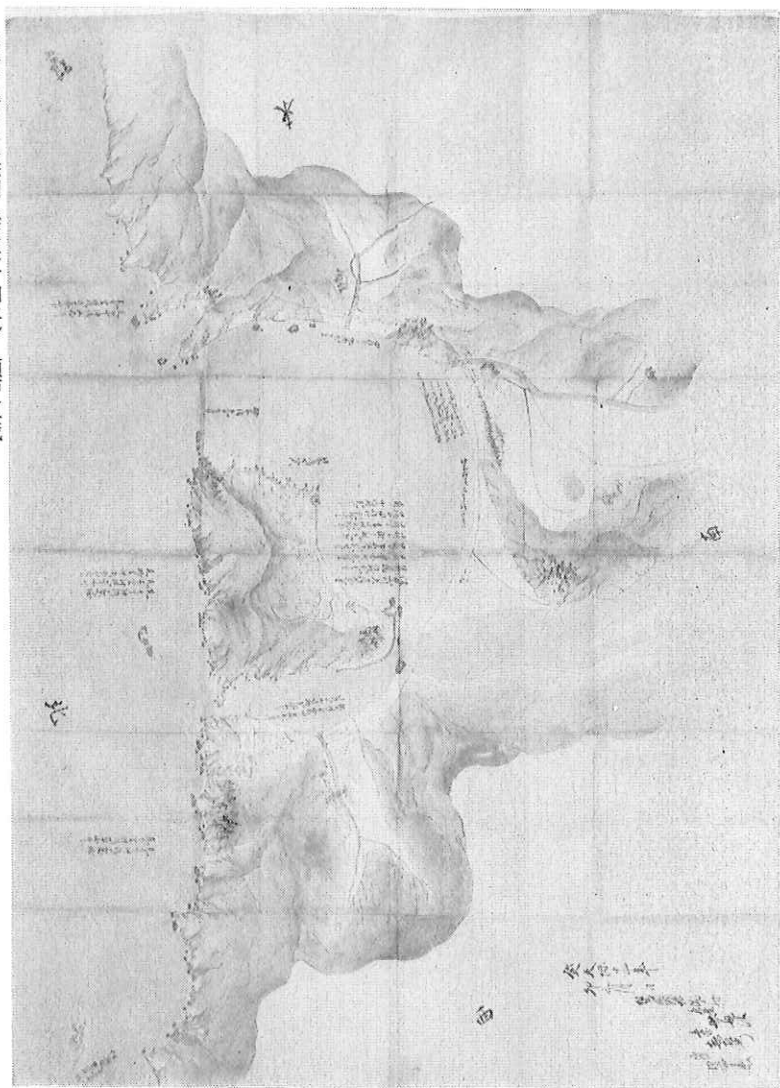
○ 清冷寺字五条繩手地蔵の元に水門（水戸）があり、万延元年には繩手一帯の地高切下げを議定している。

(三) 村 絵 図



瀬戸村大絵図 (宝暦年間と推定) 瀬戸区蔵

津居山湾周辺絵図（天保十四年）  
瀬戸区蔵



(四) 村 借 用 宝塚市・三宅隆治氏蔵

(1) 〔大坂代官所宛三郡村々借用願〕

〔(編書)嘉永三戊十二月四日大坂鈴木町御役所へ差出候願(設築八三郎役宅)書〕

乍恐以書付御願奉申上候

増田作(久美浜代官)右衛門御代官所

但馬国二方郡廿六ヶ村並城崎郡宮井村外拾ヶ村

惣代 宮井村庄屋 治右衛門

同代官所

同国美含郡須野谷村外六拾三ヶ村

惣代 須野谷村庄屋

五郎左衛門

私共村々の義、当戊七月以来度々の風雨洪水、猶

又九月二日三日兩日大風雨山津波にて稀成洪水、耕

地一円水押、田畑高低は勿論堤道敷の境界も無之、

土砂押入、川欠・山崩・損地(おびたゞしく)夥敷出来、人家流失並

潰家死亡怪我人多有之、前代未聞の凶変にて損地出

来、則御支配御役所より御見分の上、夫々御高引等

被仰付候義に御座候、然る処近年違作続にて一統窮

迫仕、既に昨年来御困艱・貯穀・村困等迄拜借被仰

付、其外種々御手当被成下候へ共、取続兼候処へ当

年の天災にて、地主は相伝の家督取失、末々百姓共

は小作地に相離、何共詮方無之、一同途方に暮罷在、

此儘来春にも至り候はば追々離散又は可及餓死は眼

前に付、御支配御役所よりも色々御憐愍の御沙汰に

て、差当急難御救ひ御手当等被仰付被下置候へ共、

前書奉申上候損地(おこしがえ)起返不仕候ては御不益の義は勿論、

小前の者共取続難相成候間、急々起返候様被仰付、

依之村々の内重立候者申合、情々心配相尽罷在候へ

共、何分大造の義にて難及、左候迎此儘捨置候ては

来春より(し)のぎかた凌方無御座、無是非離散仕候よりいたし方無之、一同悲歎罷在、依之御支配御役所御声懸りを以、銀子調達仕、損地起返・開発・普請等手当の上、地味相当の御年貢上納仕、小前の者共凌方安堵為仕度、最寄身元のもの共へ銀子調達方所々懸合候へ共、隣国逆も同様凶作の折柄、殊に大金の義故、銀談取組出来不申、御当地にて借入度奉存候へ共、何分懸隔候遠国の事故、いづれにても取合呉候者も無御座、誠に当惑仕罷在候義に御坐候、然る処御当地町人鴻池屋善右衛門外拾人、融通御貸附銀の義兩御役所にて御取喫被為在候趣及承り候に付、御支配違の儀何共奉恐入候へ共、村々浮沈興廢此節に極り候間、不得止事御添簡持參御継奉歎願候、何卒前書の通變地の儘措置候ては、多分の百姓離散退転は不及申、御国益相失ひ候始末、深御憐察被為下置、善右衛門外拾人も同様、厚相心得呉、御貸附銀拜借被仰付被下

置候は、ば可及亡所村々御田畑起返、且は差向百姓共一同取続出来、旧来土着の者共離散の極難相逢、永世御国恩御仁恵の程忘(母)不仕義に御座候、且又御拜借銀返上納方の儀は、右躰厚御銀の義に付、開発地出生穀を以御年貢同様年々御支配御役所へ一応御取立相願、右を以聊無滞返上納可仕義御座候間、何卒厚以御仁恵右願の通拜借被為仰付被下候様悲歎願申上候、右御聞濟被為成下候は、ば広大の御慈悲難有仕合奉存候、以上

惣代

右 宮井村庄屋

治右衛門

(嘉永三年) 戊

同

十二月

須野谷村庄屋

五郎左衛門

(大坂代官)  
設(染) 八三郎様

川(上) 金吾助様

御役所

(2) 「大坂代官所宛三郡村々借用願」

乍恐以書附奉願上候

増田作右衛門御代官所(久美)

但馬国美含郡惣代

須野谷村庄屋

五郎左衛門

城崎郡惣代

宮井村庄屋

治右衛門

二方郡惣代

浜坂村年寄

新左衛門

右三人乍恐奉申上候、私共村々去戌九月水災に付難渋の始末、是迄追々奉歎願、村々亡村に可及儀に付、御融通御貸附御銀拝借奉願上候処、右は諸家様へ貸出し相成、若し差滞候節返金濟方の義御取扱のみにて貸出方の義は強て御携無御座之よし、乍去村々稀成る凶変難儀の訳柄御憐察被為成下、且は損地起返方の義御国益に付、願意為相達度格別の以御思召を、融通方町人へ再応被仰談被為下候へとも、当節諸家様御返金少にて不融通、元来年賦貸出方類例も無之、誠に金高多分新規の取組旁、何れにも御免可被下旨町人共申之に付、難相整段被仰渡、無残方御行届被為下候へ共、前書訳柄無詮方儀奉恐伏、此上申上候は甚奉恐入候へとも素々起返普請の義、去冬より取掛り当亥年作附可仕儀にて、追々普請方へ可渡手当金に候処、右拝借不相叶候ては冬より此



節迄開發出来候外、残損地は格別是迄の普請入用金如何可仕哉と当惑至極に御座候、尤今度損地極難村々八十余ヶ村へ金千五百兩拝借被仰附難有御請申上候儀にて、是は可及離散に急難当分御救並少々宛相残る無難地並生地に欠落候場所へ川除田地困用水路等、御手当として被仰附候義に御座候、此外開作並に夫食代等御慈悲の御沙汰可有之哉の趣、奉承知人氣も穩に相成候様子にて難有一と先安堵仕候へ共、前書金談不調候ては当年の作付不足に相成、離散退転のものの出来候義は眼前にて、其上差向前書普請金渡方差支候間、可相成は急場為御赦と御融通御貸附金御仕法の通、老ヶ年限責て銀式百貫目御拝借被仰附候様奉願上候、尤右返納の義は、此上 御公儀様へ奉歎願開發御手当金拝借、又は起返地出生穀を以、御年貢同様御定法利銀相添聊無相違返納可仕候間、此段今一応御貸附方町人へ厚被仰談、御融通方一同

納得致被具候て御拝借被仰附候て、百姓相続仕、永々 御仁惠忘脚<sup>(却)</sup>不仕、難有仕合に奉存上候、依之右村々惣代連印以書附奉再願候、以上

右惣代

浜坂村年寄

嘉永四亥年

新左衛門

二月

宮井村庄屋

治右衛門

須野谷村庄屋

五郎左衛門

<sup>(大坂代官)</sup>  
設<sup>(兼)</sup> 八三郎様

御役所

川<sup>(上)</sup> 金吾助様

御役所

(3) 〔久美浜代官所宛借銀幹旋願〕

上候、以上

乍恐以書附御届奉申上候

右惣代

当 御支配所

但馬国城崎郡宮井村外拾ヶ村惣代

嘉永四亥年四月廿一日

宮井村庄屋 治右衛門

同断

同国二方郡浜坂村外廿四ヶ村惣代

浜坂村年寄 新左衛門

浜坂村年寄 新左衛門

久美浜御役所

右は私共村々去秋水災損地起返り手当金調達に付、

去冬より大坂表御融金拝借の義奉願度、其段奉申上

(4) 〔郡中備金拝借証文〕

則御添簡頂戴彼地へ罷越、二分御役所へ願出候処、

郡中備金拝借証文の事

御融通方町人共御呼出、厚被仰談候へ共難整段は御  
返簡頂戴、先般須野谷村五郎左衛門より御届奉申上

一 銀三拾貳貫目 但、利足年八朱

候通御承知被成下候儀に御座候、右に付ては、別口

但、当亥より来る申迄拾ヶ年賦、壹ヶ年元銀三

銀談厚御思召を以、御拝借被仰付候趣、御用状頂戴

貫貳百目宛、其年々利銀相添返納の積、

帰国仕、則奉差上候、依之今度別紙を以願達仕候間、

右は但馬国城崎・二方・美含郡村々荒地起返方為入

御慈悲を以調談相成り候様被為仰付被成下候様奉願

用、摂津・河内国村々非常備銀、書面の通拝借仕候、

返納の義は書面年賦割合の通、毎年十二月十日限元

利取揃上納可仕候、依之拜借証文差上申処如件、

増田作右衛門支配所  
(久美濱代官所)

但馬国美含郡轟村外六拾式ケ村

惣代 轟村庄屋 平四郎

嘉永四亥年五月 訓谷村庄屋 浅右衛門

須ノ谷村庄屋 五郎左衛門

坊岡村庄屋 弥吉

同国二方郡戸田村外式拾五ケ村

惣代 戸田村庄屋 卯左衛門

浜坂村年寄 新左衛門

同国城崎郡目坂村外拾ケ村

惣代 目坂村庄屋 太郎左衛門

宮井村庄屋 治右衛門

久美濱附 郡中惣代

(久美濱代官)  
川上金吾助様

御役所

今西七郎兵衛

(5) 〔年賦返上納割濟覚〕

城崎郡

美含郡 三郡書上写

二方郡

一 反別合式百六拾九町式反四畝拾九歩五厘

内

百町分内 追々開発の積

百七拾町分 当冬より開発の積

此手当て

銀七百六拾五貫目 但反別寄分人足賃銀壹匁五分

但此利足年内六朱当て奉願上度候

世 近

右拜借銀を以起返

反別百七拾町分

高千九百三拾石 但三郡合反別平均に御座候

此作付

米貳千三百八拾石

内

米百五拾石 但十五ヶ年賦銀子返上納中七歩五厘内御取下奉願上度積を以引

殘米貳千貳百三拾石

此代銀百拾老貫五百目 但石別銀五拾匁當て

年賦返上納割濟寛

(嘉永四年)  
亥年分

元銀五拾老貫目

利銀四拾五貫九百目 但元銀七百六拾五貫目へ相掛り候利足

合銀九拾六貫九百目 亥十二月返上納

(嘉永五年)  
子年分

元銀五拾老貫目

利銀四拾貳貫八百四拾匁 但元銀七百拾四貫目へ相掛り候利足

合銀九拾三貫八百四拾匁 子十二月返上納

(嘉永六年)  
丑年分

元銀五拾老貫目

利銀三拾九貫七百八拾匁 但元銀六百六拾三貫目へ相掛り候利足

合銀九拾貫七百八拾匁 丑十二月返上納

(安政元年)  
寅年分

元銀五拾老貫目

利銀三拾六貫七百廿匁 但元銀六百拾貳貫目へ相掛り候利足

合銀八拾七貫七百廿匁 寅十二月返上納

(安政二年)  
卯年分

元銀五拾壹貫目

利銀三拾三貫六百六拾匁

但元銀五百六拾壹貫目へ相掛り候利足

合銀八拾四貫六百六拾匁 卯十二月返上納

(安政三年)  
辰年分

元銀五拾壹貫目

利銀三拾貫六百目

但元銀五百拾貫目へ相掛り候利足

合銀八拾壹貫六百目 辰十二月返上納

(安政四年)  
巳年分

元銀五拾壹貫目

利銀貳拾七貫五百四拾匁

但元銀四百五拾九貫目へ相掛り候利足

合銀七拾八貫八百四拾匁 巳十二月返上納

(安政五年)  
午年分

元銀五拾壹貫目

利銀貳拾四貫四百八拾匁

但元銀四百八貫目へ相掛り候利足

合銀七拾五貫四百八拾匁 午十二月返上納

(安政六年)  
未年分

元銀五拾壹貫目

利銀貳拾壹貫四百廿匁

但元銀三百五拾七貫目へ相掛り候利足

合銀七拾貳貫四百廿匁 未十二月返上納

(万延元年)  
申年分

元銀五拾壹貫目

利銀拾八貫三百六拾匁

但元銀三百六貫目へ相掛り候利足

合銀六拾九貫三百六拾匁 申十二月返上納

(文久元年)  
酉年分

元銀五拾壹貫目

世 近

利銀拾五貫三百目

但元銀貳百五拾五貫目へ  
相掛り候利息

合銀六拾六貫三百目

酉十二月返上納

合銀五拾七貫百廿匁

子十二月返上納

(文久二年)  
戌年分

元銀五拾壹貫目

利銀拾貳貫貳百四拾匁

但元銀貳百四貫目へ  
相掛り候利息

合銀六拾三貫貳百四拾匁

戌十二月返上納

合銀五拾四貫六百目

丑十二月返上納

(文久三年)  
亥年分

元銀五拾壹貫目

利銀九貫百八拾匁

但元銀百五拾三貫目へ  
相掛り候利息

合銀六拾貫百八拾匁

亥十二月返上納

(元治元年)  
子年分

元銀五拾壹貫目

利銀六貫百廿匁

但元銀百貳貫目へ  
相掛り候利息

(慶応元年)  
丑年分

元銀五拾壹貫目

利銀三貫六百目

但元銀五拾壹貫目へ  
相掛り候利息

右の通にて皆返上納済、

借入者	借入額(両・分)			質入地所計
	6月	9月	計	
宮井村	30.0	70.0	100.0	1町6反0畝15歩 (高23石0斗1升)

内 訳

九郎次	1.2	—	1.2	0.0.3.20(上田)
助太夫	1.2	—	1.2	0.0.4.27( " )
四郎右衛門	4.2	4.2	9.0	0.1.0.00( " )
勘右衛門	3.0	12.0	15.0	0.2.7.00(中田)
治郎平	3.0	10.0	13.0	0.1.5.00( " )
仙右衛門	3.0	15.0	18.0	0.2.6.10(上田)
嘉左衛門	3.0	2.0	5.0	0.0.9.15(下田)
弥兵衛	3.0	2.0	5.0	0.1.1.12(上田)
与三左衛門	3.0	5.0	8.0	0.1.2.27( " )
平次郎	3.0	5.0	8.0	0.1.3.08( " )
要右衛門	1.2	1.2	3.0	0.0.8.60( " )
治右衛門	—	10.0	10.0	0.1.8.10(上下田)
村	—	3.0	3.0	—

嘉永4年11月 宮井村 (1両=4分)  
 (借用先) 大坂谷町代官 川上金吾助  
 元締 永山半助  
 (村役人) 庄屋 治右衛門 寄 与三左衛門  
 年寄 平次郎 百姓代 勘右衛門

(6) 大坂拝借金小前貸付質入地所

年賦元利返納帳〈作表〉

久美浜御役所へ毎年十二月二納の節返納

御上様へ拝借証文書上銀高

一 銀三貫目 拾ヶ年賦

内

老貫三百目 年八朱 五月元 撰津河内非常備金

老貫七百日 年老割 八月元 撰津横屋村与左衛門

門差出銀

一 銀三貫五百目 年老割 九月元 借居

都合六貫五百目

○この拝借金は、宮井村復興事業に村の重立った者の責任分  
 担で行なったものと推定され、右の文書はその返済計画の  
 一端と見られる。

2 村のくらし

(一) 飢饉・貯穀

(1) 「大凶作検見・夫食拝借願」 氣比区蔵

乍恐奉願上候口上の覚

但馬国城崎郡氣比村庄屋・年寄・組頭共

当作田畑の義、四月下旬より九月上旬迄雨降続候故、畑方の分は作毛雨焼に罷成、大損亡仕候、田方立毛の義も永雨故出来少分に漸く四五分位に生立申候、低地の分は谷の出水にて御田地土手切等数ヶ所仕、石砂流込、立毛も所々押埋め申候、彼是岡所低地共甚以不出来の処にて七月上旬より谷入御田地は冷水に浸り候故、怒ヶ虫・かいどう虫附、出穂悪く相成申候、別て氣比村の義は三原・畑上兩村の川下、殊に海辺の村方故、度々の出水・水引悪敷、其上八月廿日大風雨にて立毛

吹倒し、旁以田方立毛落穂に罷成り九月上旬に及、弥見悪く至て小前百姓共相歎候に付、御検見奉願上候ては何如と□□相談仕候へ共、最早当寅年限にて御定免も年季相済候へば当年破免奉願上候事重々奉恐入、何卒小前にて随分相弁候様申合候処、格別取実相違にて千万難敷奉存上候、然共御納所の儀は御大切の義故情□□□手段を以、村中急度相勤可申候へ共、右申上候通田畑共大凶作の年に御座候へば家別日並の暮方夫食の手当て無御座候、奉恐入候へ共御慈悲を以、夫食御拝借惣百姓に被為仰付候様奉願上候、□□□御定免の内、斯様の御願申上候事、御定法に相洩候段も御呵（叱）の程も恐多奉存上候へ共、大凶作にて大小百姓家内日々の暮方無御座候故葛根等堀、渡世仕度候へ共、多人数の村方、剩へ岩山にて葛根等も無御座候故、向雪中に可仕手当必至と行詰、歎敷奉存上候義、重て御勘弁の御慈悲を以、夫食拝借の義、被為仰立被為下候はば惣百姓共



一同難有奉存上候、依之連印一札を以奉願上候、以上

氣比村 庄屋

天明二年寅十一月

年寄

百姓代

久美浜

組頭中

御役所

○虫喰いがひどい文書であるが、天明飢饉に関する数少ない記録の一つとして取上げた。

(2) 「郷藏設置報告書」 宝塚市・三宅隆治氏藏

奉指上一札の事

一先達て貯為夫食拾ヶ年の間村々人別稗老合宛取集候様被為仰付、去申年分取集め庄屋方へ預り置申候、然る処此度重々御慈悲の御勘弁を以て御上様よりも年々御下穀被為仰附候段一同難有存候、依之、組合最寄宜敷場所に郷藏相建候様被仰付、村々相談の上

左に書上申候、

一郷藏 老ヶ所式間四方  
庄屋敷數

宮井村

右の場所へ相建申度候、材木の義は組合の内戸牧村御林にて被仰付被為下様乍恐奉願候、依之、組合村々連印一札奉指上候、以上

寛政元年酉三月

但馬国城崎郡奈佐組

- 目坂村庄屋 年寄 清助 百姓代
- 太良左衛門 年寄 五左衛門
- 舟谷村庄屋 年寄 与兵衛 百姓代
- 六右衛門 年寄 助次郎 百姓代
- 辻村庄屋 年寄 六右衛門 百姓代
- 五良兵衛 年寄 八右衛門 百姓代
- 内町村庄屋 年寄 喜兵衛 百姓代
- 弥兵衛 年寄 平次郎 百姓代
- 大谷村庄屋 年寄 五良助 百姓代
- 彦右衛門 年寄 佐兵衛 百姓代
- 福成寺村庄屋 年寄 猶右衛門 百姓代
- 市良兵衛 同断 三左衛門 百姓代
- 野垣村庄屋 年寄 三良兵衛 百姓代
- 次郎左衛門 年寄 次良兵衛 百姓代
- 村庄屋 年寄 源右衛門 百姓代
- 市良兵衛 年寄 六左衛門 百姓代

吉井村庄屋 年寄 百姓代  
 幸右衛門 喜八郎 助右衛門  
 宮井村庄屋 年寄 百姓代  
 治右衛門 次良兵衛 弥兵衛  
 同断 与三左衛門  
 岩井村庄屋 年寄 百姓代  
 伊左衛門 三右衛門 金左衛門  
 同断 作右衛門  
 戸牧村庄屋 年寄 百姓代  
 喜右衛門 五良兵衛 喜左衛門  
 同断 吉右衛門

久美浜御役所

(3) 「貯穀借出し書上帳」 気比区蔵

(表紙)

文化三年  
 貯夫食出穀書上帳  
 寅三月 但馬国城崎郡  
 森組拾三ヶ村

一 粃 式石六斗九合七夕 申酉戌三ヶ年  
 御下穀の分  
 一 麦 拾七石九斗 天明八申より文化元子年迄  
 十七ヶ年分  
 一 稗 三百四拾壹石式斗四升 天明八申より文化式丑年迄  
 拾八ヶ年分出穀の分  
 右は城崎郡森組拾三ヶ村出穀夫食、書面の通御座候、  
 以上

城崎郡森組惣代  
 文化三寅三月 気比村庄屋 五郎右衛門  
 久美浜御役所

(4) 「貯穀仕方書」 峠 宗男氏蔵

(表紙)

文化四年  
 貯出穀詰方御仕方書  
 卯八月 赤石村

丹後国



女 貳万三千七百八拾壹人

内

九千三百七拾壹人

六十才以上十五才以下男分女へ入、女壹人一日米壹合つづ惣人数

此米四千貳百八拾石五斗八升

一日分米貳拾三石七斗八升壹合つづ百八十日の分

合米六千三百四拾四石四斗六升

右出穀高と指引

米七石五斗四升

出穀□方廻す、

貯出穀詰方法

一 此度新に可貯出穀米は身元相応成者の儀に付、銘々持蔵へ相廻候か、又は五七人づつ申合持蔵へ相預け置候方にも可有之、悉く郷蔵詰いたし候ては、詰替への節引分候ても人夫相掛り、其外弁利も悪く可有之間、猶勘弁貯方評議の上存寄可申間事、  
一年々詰替の義、秋毎新穀出来迄詰置候ては、欠け痛欠減相立迷惑可致間、麦作出來次第、麦にも□□、

其余は盆前後に到り出来形に應じ、下穀の義申出次第為引替可申、秋は粟稗にも出来候儀に付、強て米に限り候事には無之間、麦粟稗にても宜敷、詰替は夏秋穀取入候時節に相届け、詰戻し候はば百姓勝手も宜可有之間、猶評儀の上詰□存寄の事有之は、可申

聞候事、

文化四年卯八月四日

○久美派代官所管内に適用。

(5) 「御免割掛り物記請帳」

〔抜書〕 斎藤安信氏藏

一 乙未(天保六)の二月十一日より十四日に雪二尺五寸計りつも

(子ね当)

(抜書)

り宗門十四日、此日ははぎのしふぞくにて参り申候、

其後三月節句の日にも少々雪参り申候、去年午の夏は米石に付、百貳拾五匁計いたし申候、右記請に書置候事間違無之候、

一天保六年末の五月廿日より廿一日迄大洪水故、苗くさり相成り、此年大溝堀仕、四月十八日より六月十日迄に小水共に八度出水に御座候、五月十四日時分より前田植付仕、此らも不残くさり、麦作は大麦の分小身ながら上畑の分刈申候へ共、稲木場にて九歩計沈、種麦にも難成当惑いたし候、此年苗貫をびただしく、凡苗くさり村数三拾ヶ村計有之候、丹後小をふかめ谷不残野中迄参り、山内・九保田・糸井谷、上郷は大屋谷不残、生野迄、丹波辺迄も苗貫いたし候、前田の分は三度植致候、行届き不申分ひゑさし添いたし候、凡苗荷数百六拾持として五百荷計貰出候へ共、はいふ迄は行届不申候故、ひゑ田いたし候、御上様より度々見届け被成候、大洪水は地川より壹丈八尺の水にて御座候、其後見届けの役人御奉行始として八頭御出被成候、低畑不申及あさ畑迄も一向に作物無之候、此年の米三月より五月迄石五拾六匁、

大洪水より六拾六匁に御座候、此年は流大明神様ふじ花さき不申候、此末かんがへ置可申候事なり、(急)度(カ)あら(記)印置候、此年の稗(稗)ふせ苗少しも毛立不申、まき(稗)稗も右同断、閏七月五日より大洪水、川より壹丈七尺の水、(天保患堤)ほうぼえ五ヶ処もぎれ候、こさ(マ)けに少しもみのり不申候、八月二十四日は明間(砂見)様山へ初雪参申候、それに付九月二十七日には洪水出来仕候、十月三日にかり上仕候早稲には東壱升五合程升あり、晩田には東三、四合程升あり、御年貢早田見分に壱斗四升御取被成、晩田皆無に成り候、作出は河谷・中谷共々上々四分・上四歩・中二半歩・下一半歩の取しめに村中相定申候、村内上三步・中壱歩半・下半歩ケ成り、又候十一月三日より大洪水出来仕候、(天保七)一申の三月廿六日より四月三日迄、来迎寺経会、四月二日より三日に洪水、あさ畑三尺の水麦作低処の分少しも無御座候、平均壱歩五りんの作、

世 一同四月十三日より十四日に出水、低所苗代大にいた  
近 み前田植付、五月廿日より七日計に植済候、新田い

せき五日のいぜ<sup>(マヤ)</sup>節句、水戸下三ヶ村中筋はいせき迄  
に六歩方植済候、中九日同日さなほり、九日より十  
日に洪水、あさ畑より五寸低く候、十二日洪水あさ  
畑より七寸低く候、凡そ小水共七度、前田前通り少  
々め立候へ共、七月朔日より小水にて四日迄洪水に  
相成りあさ畑六寸程あがり申候、其の後七月五日大  
洪水あり、二百三十<sup>(マヤ)</sup>の水、大洪水に候、それより少  
しもみのり不申、秋作等は未の年に勝れ大悪作、御  
物成りは村中にて凡式拾石の上納、表米の直段八月  
より百三拾匁・百四拾匁、秋になり上米百五拾匁、  
銀納は百三拾六匁五分に御座候、其れより米追々高  
直相成り、申正月にて百八拾匁相成り、同四月には  
式百三拾匁位より式百六拾匁程に相成り作口の義豊  
作に御座候へ共、六月四日より五日大洪水にて大に

いたみ、当村・梶原・庄境右三ヶ村は、他地処あれ  
地に相成候、<sup>(マヤ)</sup>仲田の分は中年に御座候、世間の儀大  
豊作に御座候、六月中旬より米下直に相成り七月祭  
入にも米式百匁位に御座候、麦作の儀は豊作に御座  
候、

(6) 「難波人御救帳」 岡満夫氏蔵

(表紙)

天保八年酉ノ二月日

難波人御救帳

立野村御小屋

引請人

中谷 庄屋  
河谷 庄屋

二月七日

一米五俵 請取

二月七日算用

一 餅 老斗八升五合

此白老斗七升五合五夕 九四八

一 並 老斗八升五合

此白老斗六升三合 一二九

黒米ノ 三斗七升

白米ノ 三斗三升八合五夕

同

三斗三升 二月八日分

粥米引

ノて 八合五夕 過米有

ノ 右は市郎右衛門請

同八日

一 餅米 式斗式升七合

但し七日に搗残り米

此白式斗老升五合 九四七

一 並米 六斗四升

但し七日搗残り共

此白 五斗九升三合 九老

一人數 四百拾二人

此粥米 三斗、此水 老石六斗入る、

右の通りに候、又右衛門請

九日分計請候、

ノ 白三斗 粥米、此水 老石六斗

ノ 右は市郎右衛門出、

同十日分計り置、 又右衛門出

一 式斗六升 御粥米

十一日分計置候、 市郎右衛門出

一 白米 三斗式升 粥米

但し餅・うる半分づつ

右水 老石八斗

但し老斗入九荷入る也、

十日

一 餅米 四斗壹升三合

此白 三斗八升

七分三厘 搗べり

十一日 搗

一 並米 四斗壹升七合

此白 三斗九升 つきへり

十二日 分

一 白米 三斗貳升 御粥米

右又右衛門出

(中略)

渡口の控

(中略)

一 札十三枚 中谷 人別三十五人

一 拾四枚 河谷 人別四十五人

一 三十枚 百合地 人別九十六人

一 十貳枚 梶原 人別三十三人

一 三十三枚 一日市 人別八十五人

一 十貳枚 六地藏 人別三十五人

一 八枚 日撫 人別貳十三人

一 十七枚 庄境 人別三十八人

一 廿五枚 新屋敷 人別五十三人

一 廿一枚 立野 人別四十五人

札数 〃 (14)

人別 〃 四百八十六人

右は八月改

一米 貳百拾五俵

此白米七拾九石八斗六升壹合

一人数 九万九千五百卅五人



右は二月八日より八月晦日迄

入用米人数改

右の通御粥御救被為下置候事、

立合御役人

添田弥兵衛様

久保田小平様(次)

一ノ瀬信八様

ノ

右は毎日御出張被成御勤の事、

世話人引受方

中谷 市郎右衛門

河合 又右衛門

ノ

右兩人隔日出張致相勤候、

一 式石式斗入 大釜

一 式石四斗入 同 壺ッ

ノ 二釜

右は立野村御宮門にて二月八日より始め八月晦日ま

で毎日御粥焚立、村々難波の百姓共へ被下置候、重

立の世話人 又右衛門、

右無難に終始相勤申候事、

(中略)

一 きょんに付一統難義に付、村々難波人御改の上左

の通、小屋老軒立野村御宮、上陰村にて小屋老軒、

中の町御宮にて小屋老軒ノ四ヶ処(マカ)にて御粥焚出し頂

戴仕候事、尤二方郡にても粥小屋四軒にて頂戴いた

し候、右御粥米手伝として左の通、

一米 五俵 河谷

一米 六十八俵 福田村 弥三衛門

一 〃 四十三俵 下ノ町 幸平

一 〃 廿八俵 一日市 孫左衛門

一 〃 廿八俵 新屋敷 利左衛門

世 近

一〃 廿八俵 下陰 八郎右衛門  
 一〃 廿八俵 一日市 五郎兵衛  
 一〃 拾九俵 福田村 忠右衛門  
 一〃 拾九俵 同村 五郎右衛門  
 一〃 拾九俵 大磯 五郎右衛門  
 一〃 拾四俵 高屋 治兵衛  
 一〃 拾四俵 上ノ町 与平次  
 一〃 拾四俵 庄境 利右衛門  
 一〃 八俵 梶原 重兵衛

一〃 六俵三斗 下町 三郎衛門  
 一〃 拾貳俵 宮島 市郎衛門  
 一〃 拾六俵 野上 安右衛門  
 一〃 拾貳俵 一日市 六郎衛門  
 一〃 拾俵三斗 同村 卯左衛門  
 一〃 六俵三斗 戸牧 義平  
 一〃 六俵三斗 福田 久次郎  
 〆 四百六十式俵三斗  
 但し 式百廿八俵三斗 先に被仰付候、  
 百八十四俵  
 跡(後)より被仰付候、  
 此石  
 百八十四石九斗  
 代銀 三十四貫三百九十五匁分

(7)

〔難波人世話方引請帳〕

岡満夫氏蔵

一 右村々人数五百拾五人

内百老人御作事出、九人死、老人奉公に出、

但し 石銀 百八十六匁位

右人差人数 在方にて廿四人

正月・二月 百八十九匁位

四月・五月 貳百四十匁位

七、八月 百八十九匁位直段

右の通に候、

右請取主

河谷 岡 又右衛門

右世話致候に付、後日為御褒美と金貳百疋頂戴

致難有奉存候、

(下略)

(表紙)

天保八酉二月三日

ひかえ

難波人世話方引請帳

立野小屋御粥場世話人方

岡 亦右衛門

引請人

中ノ谷村 市郎右衛門

河谷村 又右衛門

(中略)

総人数 〆五百拾五人

家数 〆百五十九軒

天保八年酉正月廿七日

右の通、村々極難波人支配申付候、

残て四百五人御救、

外に二月廿日改、四百十六人に成、

式人御役人・世話方小使

ノ 四百拾三人

又内三人、日撫にてノ違引

ノて 四百十人

(ノ) 七印

右の通引請世話方申付候間、度々廻村心を配、村々へ役人共へ申談、難波人世話いたし可申候、第一は村々小前の者共へとくと申聞、御救被下候中に日夜相働、此後凌方専心、懸繩其外何によらず手に叶候事を精出し、片時も遊事なき様、庄屋・年寄百姓分よりゆだんなく懇に気を付可申候事、

一 此節御救被下候難波人の中十五才已上六十才以下、人足に使べき者共を取調可申達候、

一 難波人男女並年令取調、別紙帳面相渡候間、書付可

申達候事、

一 難波人の中、平日可成にも暮候者と平日にても極難波の者と取調分可申達候、以上

右の通正月廿七日四ツ時御奉行所御宅へ御召出され被仰付候事、

一 二月二日、又候御手板被仰付、左の通り、

一 立野村にて焚出小屋、二間半に三間の小屋被仰付候、

一 難波人老入前へ米老合つつの粥焚出遣候様被仰付候、

一 世話方、河谷・又右衛門、中谷・市郎右衛門、右兩人引受に被仰付候、

一 小使並米搗粥焚出入足三人、右は難波人の中、至て律義成者共相撰致定人、一

日に老入前へ老入つづつ差遣候、

一中谷・河谷・百合地・庄境・梶原・立野・日撫・

六地藏・新屋敷・一日市、

右村々の内庄屋・年寄百姓共の内式人、つつ出張の

事、

懸りの御役人

一ノ瀬信八

久保田小平次

右の内老人、つつ出張、

一米五斗老升五合

右難渋人五百拾五人分老日老人前へ米老合つつ、

但し、右の内にて御作事出人足の者共被下弼除

之、

右御入用米・薪等は庄屋共土蔵へ預り置、掛り

の役人封印の事、

但し、御役人・世話方並小使の者共弁当には右

弼被下候事、

右に付出張の面々万端諸事嚴重に取計、第一

火の元、別て入念に可申付候事、

酉二月三日

五百拾五人御帳面難渋人

内

百老人 御作事出人足

九人 奉公並死人

メて 四百五人弼戴人

外に

御役人・世話方・小使の者、凡八人位

メ 四百拾三人位

又跡形(後方カ)五拾人、二月廿三日より増人致しメ四百

六十七人位

又追願にて五百拾五人、三月十七日より増、

(中略)

世 近

一村々惣ノ六百六十七人

右は追々願に付、増人にて四月十八日改、

此粥米五斗三升、こんぶ百四十匁入也、

尤四月十八日より五合塩に相成、是は三合塩にて

被仰付候也、

御粥場入用物

一唐りす 損料 立野より

一みい 御作事より出

一大小け 御作事より出

一ひつ 損料

一唐志(とおし)ニツ 同断

一土びん 買入

一下(マゴ)とふろ 買入

一火鉢 六郎兵衛より出

一炭 老俵

二月八日より三月十八日迄

一塩 老升づつ三度、式升 三月十八日、

ノ五升

一米びつとして長持老棹 又右衛門より出

一かます二つ 又右衛門より出

一米びつ錠 又右衛門より出

四月九日

一藁拾束 すさわら、又右衛門出す

(8) 〔善念寺過去帳〕 淨徳寺蔵

天保八酉年

北裏別シテ悪作ニテ三原・畑上・氣比・田結四ヶ村其

ノ他丹後・但馬村々ニヨッテ御見分有テ皆無ト成リ御

年貢ハ御免仰付被成下、此寺ノ田高三石六七斗余有之、

常ノ年ハ四石五六斗又ハ五石モ下作ヨリ寺へ相立候処、

去冬米一石二斗ホド寺ニ請取、村方ノ田作順之<sup>(備)</sup>、日本  
 國中如斯故ニ冬中ハ値段ハ百六十七八十目、春ニナ  
 ルト式百目余、米舟モ不來、米ハナシ、食スル者ハ<sup>(物)</sup>麥  
 ・大豆・小豆ニ至ル迄皆ナシ、値段ハ式百七八拾目ニ  
 モナル故ニ、難儀ナ人多シ、殊ニ国々風邪ハヤル、一  
 人ワツラウト家内不残ワツラウ故、キ、ント両方故  
 人死多シ、夫レニ家ノ内、留守ノ家ニ夜昼ナシ人ノ<sup>(家)</sup>内  
 ニ入り食物トルヤラ食フヤラ盗ムヤラ致ス故、御公儀  
 又ハ町人百姓皆志ヲ起シカ、ユヲタキ出シ、難儀人ニ一  
 ツバイツツ施ス、夫レ故、冬ノ内ニ当村庄右衛門始メ  
 米四升ツツ施ス、又、村中組頭、其ノ外カナリニ暮ス  
 人皆五合一升ツツ難儀人へ施ス、春モ又如斯施ストイ  
 ヘトモ何処ヘデモ入りテ食スルモノヲト探ス、夫レ故、  
 庄右衛門・平右衛門・六郎左衛門、米諸方ヨリ買求メ  
 カ、ユヲ三月ヨリ七十日余タキ出ス、其ノ内、麥・ソラ  
 豆ノ類ガ出来ルト野荒シ始マル、依テ番アレトモ止マ

ズ、下役モ困リ其ノ者ヲトラヘ村ヲ出シ四国ノ方ヘヤ  
 ル、又ハ若人ニ番ヲタノミ札入ニテクワリヨウ銀トテ  
 一軒札ヲツレバ百目若者取ル、此金デキヌ者ハ村追ヒ  
 出ス、シカリトイヘトモ諸国皆万事如斯故、村出デテ  
 少シ間乞食スレトモ食ヲ与ヘルモノナシ、夫レ故、村  
 へ帰ル、若者トモモイタシ方無シ、八月九月新米・大  
 豆・小豆・甘<sup>(糖)</sup>諸ヲ夜昼施セトモ衣<sup>(キモノ)</sup>ノスソニ入レタモ  
 トニヌスミトル故イタシ方無シ、夫レ故、大坂ニテモ  
 春二月ノ事ナルニ大塩平八郎与力ノ騒ニテ難儀人ヲ救  
 フトテ大乱起ルトイヘトモ其ノ<sup>(ため)</sup>験モナシ、其ノ頃、江  
 戸深川靈巖寺山内齋生院ヨリ申シ來ル書面ニハ甚々困  
 窮故、飢死・身投・首ククリ等沢山有之、御公儀ニテ  
 モ種々御取調ノ上御救米極困窮者ノミ被下、町人有徳  
 ノ者ヨリ多ク施米出スト申ス、百文ニテ米三四合、麥  
 同断、挽割麥四合五合、小豆五合、大豆七合、胡麻油  
 一升ニ付キ一貫百文、種油七百五拾文、冬沢アン大根

世 百本ニ付キ式貫文ヨリ金式分迄、薩摩芋(天明六年、凶作)五十二年前午  
近 年百文ニ目方一貫五六百目、当冬年ヨリ百文ニ四百五

拾目位、如斯申来ル、此ノ辺皆、米三合、小豆貳百五  
十目位、麦ハ百八九十目位也、依テ人多ク死ストイヘ  
(備への施米)  
トモ齋米ナシ、然ルニ付、困窮ノ狂歌ニ、

浄土宗 法然(豊年)といえどもことしは不作して

(午前・午後の食事)  
齋非時 共に乃至十念(無い)

真言宗 朝夕にいろく(喫う粥)ませて空海も

(真言陀羅尼)  
じんばら(種) はるまでうんとくいたや

禅宗 飯びつ(達磨)のふたをあくれれば無一物(禅語)

ひだる(達磨)ま宗とこれをいふ也  
(ひだるい|| 殿い)

(浄土真宗)  
門徒宗 (大乗小乗カ)(真宗以外の宗教的行為)  
大豆小豆 雑行雑修うちませて

(南無阿弥陀仏)  
婦命無量のめしをたくなり

日蓮宗 妙法といふてあるけどく(呉れ心)れんけ経

茶ばかりのんではらはたぶ(陀仏・陀仏)

(儒教カ)  
じゆ(儒者)しゃこれをあをげばいよく

高き米相場 いつそく(死)はず(子)に(日)のたま(賜)  
はく

年回中陰齋米ナシ故ニ寺ニモ斯様ナル年ト見思ヘバ秋  
ニ米ヲ貯ヘ置ク事干要(貯)

○善念寺は慶安元年開創、昭和二十五年廃寺。浄土宗。氣比。



(9) 〔餓死人等調〕 〈作表〉

(次ページ)

(一) 年貢軽減歎願一件

(1) 〔城崎郡新料村々年貢軽減歎願書〕

城崎町・秦 忠雄氏藏

乍恐奉御訴訟候口上の覚

但馬国城崎郡新料惣百姓に御座候

一 此度被為仰渡候御年貢銀納御直段の義、当暮より豊岡町売買新上米直段を以、其上米老石附銀四匁増を加へ御取立被遊候義、被仰渡承知仕、大小百姓へ其通り申渡候、御定法御改被為仰付候段、奉甚恐候、併前々より御訴訟奉仕候処、上聞へも相達し不申哉と歎ケ敷奉存、豊岡領御高免の上、御増免を以、御定免取被仰付、至極困窮仕候、其上銀納御直段益高

直に御取立被遊候義、此上百姓何を以、上納御皆済可仕哉と、千万迷惑仕候、江戸大坂へ御廻米被為仰付候義、然城崎郡は一国の川下水場又は高山下谷に御座候御田地故、至極の悪米所にて御座候へば、御廻米に罷成、春夏迄指置候はば、虫入ふけ米に罷成、夥敷欠米出来候に付、夏御廻米にも成不申、北国海荒浪故十月より翌年三月末迄廻船不罷成候故、皆銀納に奉願上候処、豊岡上米直段に石四匁の御加銀を以、被為仰付至極迷惑仕候御事、

一 豊岡の義、新米出来候へば、当七月より翌年五月迄町内他領米少も御入不被成、郷々津留御座候、其外市場とて無御座故、私共村方に不限、新料料の分売場必至難義仕候、其上近年迄豊岡町へ三万五千石の米入込売買仕候町へ只今老万五千石米ならでは不入申候に付、酒屋糶屋類別て九十月仕込最中にて、日々せり上米買申に付、外相場より四五匁方も高直に

天保8年の餓死人等調（森組13ヶ村の場合）城崎町・瀬崎 藤右衛門氏蔵文書より作表

報告書の月別	村名		村名													計
	餓死 人	病 人	山本 村	森 村	金剛 寺村	下鶴 井村	赤石 村	結 村	戸島 村	楽々 浦村	飯谷 村	畑上 村	気比 村	田結 村	三原 村	
3月	餓死 人	病 人	1	1	1	15	5	3	4	11	6	5	11	4	3	70人
	難 波 人		43	20	67	340	80	60	140	120	100	90	230	96	90	434人 1,476人
5月 (3月15日 ～5月5日)	餓死 人					3			1	3	5	2	9	6	2	31人
	飢病 人		15	9	23	96	31	19	35	38	32	34	69	32	35	438人
6月 (5月6日～ 6月4日)	難 波 人		48	21	76	351	98	63	143	121	112	110	355	98	96	1,692人
	飢病 と 時疫				3			1		2		10			2	18
6月	死 失 人	病 衰									1	3	6	4	3	17
	老 衰		1	3	1	2			1		1	2	2	2	2	57人
絶 家 明	絶 家 明					1				2		1	1			5軒
	家 明								1	2		1				4軒

死 失 人 計	飢 死		死 時 疫		死 本 病		死 老 病		死 腹 病		絶 家		明 家		難 渋 人													
	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
	7	7	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11												
2	6	5	24	8	5	10	17	24	15	46	21	17	200人	43	17	54	224	71	52	126	105	120	128	190	130	61	1,321人	
115	70	109	360	286	106	204	132	305	318	620	310	150	200人	115	70	109	360	286	106	204	132	305	318	620	310	150	200人	
(58)	(38)	(60)	(181)	(140)	106	204	132	305	(163)	(303)	144	78	3,085人	(57)	(32)	(49)	(179)	(128)						(155)	(308)	(166)	(72)	3,085人
29	12	26	91	60	26	45	33	73	72	134	64	35	659軒	29	12	26	91	60	26	45	33	73	72	134	64	35	659軒	

7 月  
(6月5日～)  
(7月29日)

注 1. 城崎郡森組総代山本村庄屋理右衛門から久美浜代官所への報告による。 同 五月「 同 六月「死失人取調査上帳」  
 天保八年三月「焼死人并御病人取調査上帳」 同 五月「 同 六月「死失人取調査上帳」  
 同 七月「砲家明家并死失人取調査上帳」  
 2. 人数・家数は城崎町域4ヶ村は享和2年12月、その他は天明8年のものであるが、天保期とは大差はないと見られる。

御座<sup>(候)</sup>御料所の米は売所無御座候、何方此方を頼候て、  
 売申事、右上納銀御日限を前には是非売申を見込、  
 なぶり買仕候に付、豊岡御直段とは石に付四五匁方  
 も売弁有之、至極難義仕候へ共、去年迄は色々代な  
 し又は作徳米有之、御田地豊岡町人へ売渡上納仕候、  
 最早当暮の義は代なし候物も無御座候、<sup>(たとひ)</sup>縦豊年にて  
 も御納所無覚束奉存候、前上申候通只今にては豊岡  
 町入米三ヶ一減申候故、米直段高直に御座候処、石  
 に付四匁方御免被為仰付候へ共、百姓米間損銀掛り  
 候へば、石に付七八匁方も高直罷成申候、然ば被仰  
 渡御請仕候ても中々上納<sup>(不)</sup>皆済得仕候、然る上は今暮  
 より豊岡町上中下米三段平均直段を以、御取立被為  
 仰付被下候はば難有奉存候、左様にも難被成候はば  
 皆米納に被為仰付、城崎郡の内にて豊岡領の節御納  
 所通り奉願上候、左様にも百姓手前売払直段とは石  
 に付四五匁方売間損銀掛り難義仕候、別て近年困窮

仕候、尤困窮と申義は諸国一同の様思召可被為<sup>(ママ)</sup>上候  
 へ共、新御料の義、別て困窮仕候訳、左に書附奉掛  
 御披見候御事、

豊岡領納方

一 毛付高千石

取米七百五拾石  
 口米式拾式石五斗  
 免七ツ五歩

合七百七拾式石五斗 皆銀納

代銀式拾三貫百七拾五匁<sup>但老石に付</sup>  
三十匁直段

豊岡領の時分納方新米出来次第村々御蔵へ持付、御  
 代官へ計渡其日帰り仕候故、外に掛り物少も無御座  
 候、銀納仕候ても御蔵直段に相納外掛物少も無御座  
 候、

御料納辻

一 毛付高千石

取米七百五拾石  
 代銀式拾式貫五百匁  
 免七ツ五歩  
 但し石に付三拾匁直段

外に掛物

米式石六斗

但御伝馬宿御入用  
御六尺給御入用共

代七拾八匁 但三十匁直段

銀百五拾目 但御蔵前入用

同式百九拾五匁

但 上納の節  
小入用欠対代共

同三貫八百七拾五匁

是は御直段と百姓米売間損銀凡如斯御座候、

合銀式拾七貫六百七拾五匁五步御料納辻如斯に候、

残て四貫五百目豊岡領納辻より増銀如斯に候、

但高千石御物成の上にて此違に御座候、

右の通、豊岡領納辻と御料御物成詰右の通毎年過納

相賄候故、別て近年新御料村方困窮仕候、殊更城崎

郡大水場にて御座候故、毎年段米御座候、然所豊岡

上米直段、其上石四匁増御掛に取立被為仰付候義、

何以上納皆済相勤可申哉、千万難義に奉存候、右難

義の段、乍恐從御添御検見様御上聞へ被仰達、幾重

にも御慈悲奉願上候、百姓□□は右難義仕候段、庄

屋何方迄罷出御断申上候様、段々相願候へ共、右困

窮何方迄罷出御訴訟申上候力も無御座候、然る所此

度当郡悪作に付、御添検見様御出被遊付、右難義の

段書附を以御願仕候、此上何連に成共御慈悲の了簡

無御座候へば、百姓相続得不仕候、最早人々老親妻

子共捨置、亡所仕候より外致方無之候て難ヶ敷奉存

候、乍恐百姓願の筋左に書附申上候、

一 水場所村方は御料八ヶ年平均免の上尅損通り御引被

遊、御定免取奉願上候、

一 八ヶ年の内御検見取請不申候村々御定免の上尅損通

御引被遊、御定免取に奉願上候御事、

一 皆米納に被為仰付候はば、豊岡領の節納方の通、城

崎郡の内にて納御蔵御建被遊、新米出来次第日々相

納被下候て、外掛物無之様に奉願上候御事、

一 皆銀納に被為仰付候はば、豊岡町上中下米三段平均

直段を以、石に付三匁方も御引下御取立可被下候様

に奉願上候御事、

右願ヶ条の内、何へ成共一筋百姓願の通被為仰付被

下候へば、百姓相続仕御慈悲仍難有可奉存候、以上

享保二十年

卯九月

戸牧村庄屋 喜右衛門

百姓代 加左衛門

氣比村庄屋 伊右衛門

年寄 市左衛門

年寄 久兵衛

大谷村庄屋 五郎太夫

年寄 庄右衛門

百姓 平兵衛

百姓代 喜三治

年寄 彦右衛門

百姓代 五郎右衛門

赤石村庄屋 甚右衛門

宮井村庄屋 太兵衛

百姓代 与七郎

三原村庄屋 惣七

年寄 茂右衛門

年寄 作右衛門

福成村寺庄屋 市郎兵衛

年寄 武兵衛

百姓代 平右衛門

百姓代 市右衛門

年寄 助左衛門

百姓代 七左衛門

下霧村庄屋<sup>(鶴志)</sup> 庄右衛門

庄村庄屋 市右衛門

百姓代 安右衛門

畑上村庄屋<sup>(太力)</sup> 六右衛門

年寄 宇兵衛

年寄 市左衛門

内町村庄屋 理兵衛

年寄 勘右衛門

百姓 又右衛門

百姓代 源左衛門

年寄 徳右衛門

百姓代 庄左衛門

森村庄屋 卯左衛門

野垣村庄屋 十次郎

百姓代 太兵衛

飯谷村庄屋 甚右衛門

年寄 半三郎

年寄 義左衛門

辻村庄屋 五郎兵衛

年寄 与右衛門

百姓 半兵衛

金剛寺庄屋 又右衛門

年寄 半右衛門

百姓代 善右衛門

上山村庄屋 吉左衛門(カ)

年寄 長兵衛

百姓代 九平

(池) たき村庄屋 善次郎

年寄 惣右衛門

百姓 徳兵衛

馬路村庄屋 太郎左衛門

年寄 与三兵衛

百姓代 七郎右衛門

山本村庄屋 武左衛門

年寄 市左衛門

百姓 与兵衛

簸磯村庄屋 六郎太夫

年寄 理左衛門

百姓代 孫平

新堂村庄屋 豊 六

年寄 伊左衛門

百姓代 五郎左衛門

下宮村庄屋 仁兵衛

年寄 吉兵衛

百姓代 六郎兵衛

木内村庄屋 (市カ) 六郎左衛門

年寄 宇兵衛

百姓代 与兵衛

来日村庄屋 辻太夫

年寄 茂右衛門

百姓代 三右衛門

岩熊村庄屋 七左衛門

年寄 弥左衛門

百姓代 (カ) 治郎平

鎌田村庄屋 五郎兵衛

年寄 (カ) 清九郎

百姓代 三郎右衛門

大篠岡村庄屋 孫左衛門

年寄 六左衛門

百姓代 吉左衛門

今津村庄屋 次郎兵衛

年寄 八左衛門

百姓代 忠五郎

江野村庄屋 徳兵衛

年寄 又右衛門

百姓代 五郎兵衛

栃江村庄屋 嘉左衛門

年寄 藤太夫

百姓代 伊兵衛

法花寺村庄屋 九郎兵衛(太夫カ)

年寄 八郎兵衛(太夫カ)

百姓代 五郎左衛門

湯島村庄屋 惣七

年寄 伊右衛門

百姓代 善左衛門

伊賀谷村庄屋 平右衛門

年寄 与七郎

百姓代 彦右衛門

森津村庄屋 太郎右衛門

年寄 四郎太夫

百姓代 新左衛門

南谷庄屋(村) 半兵衛

年寄 利右衛門

百姓代 吉左衛門

桃島村庄屋 忠右衛門

世 近

年寄 惣兵衛

(瀬戸) せと村庄屋 与三右衛門

百姓代 徳右衛門

年寄 三右衛門

小島村庄屋 与三左衛門

百姓代 理右衛門

年寄 藤二郎

津居山村庄屋 平三

百姓代 伊左衛門

年寄 太郎右衛門

百姓代 仁兵衛

御添御検見

御奉行様

右の此願書は滝村有之、仍文政五年午組々写取方々一  
入用事御座候はば城崎内組々有之、為後日如斯御座候  
也、以上  
又此写は下組老通有之、忠右衛門又写取り申候、組合  
無御座候、

○滝村庄屋善次郎はこの件について江戸出訴した。

(2) 〔石代直段の義申渡並請書〕 宝塚市・三宅隆治氏蔵

(表紙)

石代直段の義申渡並請書

(延享二年) 丑八月

宮井村

城崎郡

但馬国

堀江清次郎

一石代銀納 豊岡上米平均に四匁高

是は享保十九年寅年石代直段改候節、上米平均に四  
匁増の積り申渡の処、その後依頼に上中下米平均に  
四匁増に取立来候、先年も上米平均に被仰出候事に  
候間、上米平均四匁増の積り可被取立候、以上  
丑四月

右の通、御書付相渡候に付、二方郡の儀相伺候処、  
二方郡并養父郡・気多郡新料村々共に上米平均四匁  
増取立可申旨被仰付候、



附、気多・養父郡古料村々并出石郡・朝来郡の村

々、生野御蔵詰払米直段の義は未御吟味不相済

候、被仰渡次第可申渡候、多分は書面の直段に

可相成候、

小崎十左衛門

春木次良九郎

千種徳右衛門

堀江清次郎

角倉与市

播磨国（中略）

右は此度諸国石代直段御定法相改、書面の通可被仰

渡候に付、村々不残被召出被仰渡候へ共、左候ては

往来雑用・村入用相掛り候に付、御勘弁を以て一組

合より耆人づつ為惣代被召出被仰渡、巨細承知仕り

奉畏候、右被仰渡の趣組合村々へ具に申談、百姓共

へ得と申聞候様に可仕候、仍て連判御請書付差上候、

以上

丑八月

組合惣代庄屋

指上のひかへ

生野御役所

(3)〔安石代銀納制廃止通達〕

宝塚市・三宅隆治氏蔵

一但馬国村々石代直段の儀に付書取

但馬国村々石代直段、当<sup>(弘化二年乙)</sup>巳年季明に付先達て近々吟味

の趣を以、豊岡町蔵米直段五割下け、仙石讃岐守上知

大豆直段の儀は廿五步増を以、石代納の積、伺遣候処

一体豊岡町十月中、上中下米直段と申ものは、石代直

段のために御料所村役人共統意の石数持出し相払候儀

と相聞へ、右を一國中の石代相場に相用候儀は不相当

にて、其上直段の儀も自分勝手を以、土地相場に見合、

凡半分の直段に有之、尤山陰にて米性<sup>(カ)</sup>不宣由の唱も有

之哉に候へ共、左候て地相場一体に下直に可有の筈の  
 処、右は外並に相替候儀も無之、豊岡町十月一ヶ月に  
 て漸く二三石の払米のみ格外下直に相立候儀は全自己  
 の利潤を計候故と相聞候、御仁慈に驕り難渋申立候上  
 は吟味にいたし候外無之処、左候ては詰り村々のも  
 共、及難渋候訳にて別て讚岐守上知村々は私領中<sup>(田石領)</sup>場  
 藏米直段にて糶増をもいたし納米候処、寛政度の御主<sup>(趣)</sup>  
 法に相願度との儀は尤不相当にて、二方・城崎は美含  
 に見合候へば年柄にも寄共、雪も薄き場所にも有之、<sup>(カ)</sup>  
 丹後国離れ場所より城崎杯は却て手近にて地味格別相  
 違いたし候場所にも無之、最寄作州并兩隣国とも御廻  
 米有之、但馬に限り御廻米難相成と申程の国柄にも不  
 相見、一国一体の論にいたし候へば、養父川末通船も  
 有之、山々は多とも、利欲に赴候は下情の習にて格別  
 の訳を以、年季割下げも被仰付候に付、速に正路の相  
 場に赴候様取計、既に同国の内にも生野銀山御詰米に

いたし候分は、土地相当の相場に相払、又は御詰米代  
 り相對代銀納にいたし候分も地相場の由にも相聞候処、  
 右御詰米の外、仕来を以御廻米不差出儀も最寄に見合  
 □き付居候訳にも有之候間、厚く勘弁吟味に可及旨御  
 沙汰に付、此段申渡候、右の趣得と相心得、小前末々  
 迄不残候様申聞、御趣意貫徹候様可申立候、

巳<sup>(弘化二年カ)</sup>十二月

○久美浜代官所から但馬支配下村々への通達

(4) 「安石代銀納制復活歎願書」<sup>宝塚市、三宅隆治氏藏</sup>

乍恐以書附奉願上候

一 当御支配所但馬国城崎・二方式郡村々石代御直段の  
 儀は往古より豊岡町十月中、上中下米三段平均を元に  
 立、定例の増銀を加へ御上納仕米候処、去る卯年中御取<sup>(天保十四年)</sup>  
 調の上、右は御料所の者より纒<sup>(シマ)</sup>の石数持参仕払候を、一  
 国中石代相場に相用候は不相当と被為思召、去る寅よ<sup>(天保十三年)</sup>

り<sup>(弘化五年)</sup>辰迄三ヶ年季豊岡町十月中御蔵米相場四割五步安を元に立、定例の増銀を加へ石代上納可仕様御改革の際に付、御改正被為在度御趣意は、御仁恵の御下知難有御受可仕の趣、愚昧の百姓共損益には不抱、従来の御法相易候義は不容易御儀に付、奉歎願候へ共、重き御趣意の段御<sup>(理)</sup>利解奉恐伏、御改法の石代を以御上納仕、年季明に付、去巳年<sup>(弘化二)</sup>よりの儀は五割五步安に被成下度段、去巳春中奉歎願候趣、御取調の上五割五步安の儀は御伺も難被成下趣、御吟味御<sup>(理)</sup>利解被仰付、五割安を元に立、定例の増銀を加へ上納可仕段御伺被為成下候趣、先般御下知の趣巨細被仰渡、右願の趣は難相叶、折角御仁恵を以御割下げも被成遣候趣、下方にては利欲に赴、御割下げ増をも相願候様にも達御聞、御趣意貫候様可申立旨被仰渡候御書取の趣、式郡村々小前末々迄篤と申聞候趣奉恐入候御儀ニ御座候へ共、去春中奉申上候通り、両郡の儀は北海受、其上高山の谷間・

湿地・霧深川附村々にて、(中略)出生米糶<sup>(じい)</sup>青立に相成、至て取実無数、既に寛政年中稲垣藤四郎様生野御支配の節、為御取締御勘定川久保喜八郎様・池田源七様御入国有之、生野御役所において御様糶摺被仰附、百姓種糶差上御様御座候趣、糶老石の分漸御摺立米三斗に相成、百姓難渋の訳柄被為聞召課候御義殊更平年取入糶石に准じ候上、悪米の分は糶<sup>(じい)</sup>青米過半打碎、逆も売買米には不相成、百姓夫食に仕候故、他国に釣合候直段無御座候、然れども例年他国米多分買入不仕候ては夫食足合不申候故、北国米入津度每買入候直段自然国所相場の様に相聞候訳にて去る卯年にも奉申上候通、享保年中に御上知に不相成以前より、生野にては御取用有之候石代直段の所、百余ヶ年<sup>(地)</sup>元文年中生野御支配小林孫四郎様御役所へ御願奉申上、江戸表に罷出種々御吟味の上、御慈悲を以豊岡町上中下三段平均御救石代に被仰附候御儀に御座候を、当時にては全不正の筋

に被思召、御吟味に相成候へは詰り村々のもの難渋にもおよび候訳にて、尤御有免を以、去る寅より辰迄年季限り四割五歩安御改法被仰付候旨、難有奉存候へ共、豊岡町御蔵米の内にも悪米の分は下直御払に相成候分も有之由の処、上米直段のみ御取用に相成候義は百姓難渋至極に奉存候、勿論先前より正銀融通場所に有之候処、近来国中正銀曾て無之、皆金通用に相成、相場の義は老兩に付六拾五匁替り積を以、豊岡御蔵米直段相立候処、御料所の義大坂御金蔵へ正銀買入納に付、金間損多分相立何角と内損御座候て、百姓相続無覚束一同相歎罷在候間、金間損不相立候様大坂御金蔵納但馬定例十月御初納金相場割を以、石代御直段被仰附度奉願候、前段奉申上候通小前百姓共は、古来より仕来りの儀一図に申立、論方に迷惑仕候間、難渋の廉々厚御隣察被為成下、何卒願の通五割安に被仰附候様奉願上候、何分にも御支配様格別の御仁恵を以、永々百姓

相続相成候様、御慈悲の段偏に御願奉申上候、右願の通御聞濟被為成下候はば百姓永続仕莫大の御慈悲忘却不仕、重々難有仕合に奉存候、依之乍恐忒郡村々庄屋連印以書附御願奉申上候、以上

弘化三年正月

城崎七拾七ヶ村  
二方

庄屋 連印

岡崎兼三郎様

久美浜御役所

(5) 〔石代銀納直段半減歎願書〕

宝塚市・三宅隆治氏蔵

乍恐以書附御歎願奉申上候

当御支配所但馬国城崎・二方両郡村々御年貢御物成石

代直段の義、去る寅年(天保十三年)より辰迄三ヶ年季去巳年(弘化元年)季明

に付、百姓一同願出候は往古より豊岡町十月中上中下

米三段平均を元に立、定例の増銀を加へ御上納仕来候

に付、益不益に不抱従来の御法に御引戻し被為下度段

相願候へ共、右直段御改正の義は厚御趣意有之、御慈悲を以、四割五步安に被仰出候御儀故、御窺難被成趣に付、村々百姓共へ右の段申聞候処、是まで度々奉申上候通、難渋の国柄故四割五步安の御割下けにては永統無覚束、何卒五割五步安に被仰付度段御願奉申上候処、御嚴重御吟味の上、種々御利解(理)被仰附候に付、五割安御伺被為成下候様奉願上御窺被為成下候処、御間濟に不相成趣、去巳三月被仰渡候御趣意、村々小前無洩申聞候処、一同奉恐入種々相談仕候へ共、何分難渋の村々に御座候へば相統難相成、是非五割の御割下け御歎願奉申上具候様申出候に付、又々当春中御願奉申上候処、御高覚の上厚御思召を以、利害の道理委敷御教諭被為成下、出張の銘々奉承伏引取の上村々百姓へ一同篤と申聞候処、御支配様の御慈悲に絶り立行候村々百姓共にて、難渋の始末は御賢察の上、御慈悲を以御教諭御利解難黙止御儀に奉存候間、縦令願の通り不

相叶、是迄三ヶ年季御主法相成候共、違背仕間敷旨書附を以御請申上候処、此段尤に被為聞召訳厚御含も有之、御間濟の上当夏中炎暑をも不遊御厭、御代官様被為遊御出府候上は、被仰渡御主法に相成候共、三ヶ年も相勤候事故、如何様に成候共、仮成相統(イ)も可相成哉と御留主中一同申論信心相慎み、御帰国日々相待候処、先月御機嫌能被為在御帰陣候上、組々惣代御召出被仰渡候は、右石代御割下けの義四割五步安にても御間濟に難相成趣被仰渡候に付、村々へ引取被仰渡の趣一同へ申聞候処、安外(イ)の義に付一同打驚き、去々寅年被仰出候御主法の儀は、御年限も有之に付、難渋ながら奉御請申上候(候)、右被仰出候御主法にも御間濟不相成趣にては、頓にも永統無覚束と相歎き罷在候、然れ共御殿様御出府の上、種々御配意御苦勞の段、冥加至極難有奉存候、(中略) 一休雪国兩勝の国柄にて余稼も難出来、村々百姓年々右様根氣を尽し候へ共、不行届困窮相増

一同難渋相嵩候は、元來米穀不足の国柄故皆石代願候、就ては御上知以來百廿余ヶ年の内、度々御支配様御替りの節、又は御勘定様御巡国の度毎に、御免合相進み国中にて難渋の両郡に候処、御物成は国中に無之御高免に相成候ゆへ、(中略)終には離散の村方等出来致候様成行候ては、眼前の義迎も永統無寛束候間、当春中願上候通、五割下げの御主法に被為仰付度、不相叶御義に御座候はば、御料御初年より去々辰年迄平均直段に被仰付度、式ヶ条の処是非共願詰呉候様、小前一同頻に願出候に付、是迄の手続き銘々共より種々申論候へ共、兎角多人数の義利解行届兼候へ共漸々取鎮申候体、何分両郡村々土地柄の義は、御廻村の節御高覽被為遊候御儀、奉申上迄も無之御儀に御座候間、何卒此段厚御憐察被為成下、御支配様に絶り相統仕候両郡村々百姓御救と思召被為下、格別の御仁恵を以、去る寅年被仰出候御主法の通、御居置被成下候様、幾重にも

御願奉申上候、

右願の通御聞濟被為成下候はば難有仕合奉存候、依之乍恐両郡村々三役人連印以書附御願奉申上候、以上

弘化三年午九月

但馬国城崎二方両郡

村々三役人連印

岡崎兼三郎様

久美浜御役所

(6) 「石代御下知請書控」 宝塚市・三宅隆治氏藏

差上申一札の事

私共村々御年貢石代直段の儀、豊岡町御領主年々十月中御藏前相場割下直段へ定例夫々糶増相加へ、大豆直段共去る卯より子迄拾ヶ年季石代納仕来候処、去る丑(慶応元年)年季明に附、老厘増の上、四割式歩八厘を以、三拾ヶ年季被仰附度段奉願置候処、願の趣は難被及御沙汰、定石代直段の分は、右御藏前十月中平均直段相用、大

豆直段の分は是迄の通、豊岡町上大豆平均相場へ定例の糶増いたし去る丑年より夫々石代納の積、先般御下知相済候段被仰渡、然る処右直段にては上納難儀の段歎願仕候に付、尚亦御伺の処、右願の通四割式歩八厘下へ定例増銀差加へ、大豆の義は是迄の通、上大豆平均相場へ定例の糶増いたし石代上納可致、尤年季の義は去々丑、(慶応二年)去寅式ヶ年の積御下知相済候段被仰渡承知奉畏候、依之御請印形差上申候、以上

但馬国城崎郡

慶応三卯年九月 木内村庄屋 惣太夫  
 鎌田村庄屋 六左衛門  
 森 村 " 卯左衛門  
 宮井村 " 次右衛門  
 滝 村 " 善兵衛  
 上山村 " 九兵衛  
 同国美含郡

森本村庄屋 四郎右衛門

畑 村庄屋 次左衛門

香住村庄屋 欣重郎

余部村 " 小右衛門

同国二方郡

浜坂村庄屋 長重郎

岸田村庄屋 和太郎

同国気多郡

上佐野村庄屋 五郎右衛門

栃本村 " 弥左衛門

芝 村 " 弥惣次

知見村 " 八郎右衛門

名色村 " 助次郎

栗栖野村 " 吉郎右衛門

荒川村庄屋 八郎左衛門

榑(根)村 " 平右衛門

宮崎達治郎様

久美浜 御役所

致事、

一 若者共猥りに寄合酒等(かりそめ)仮初にも三味・太鼓等にて騒  
ぎ申間敷事、

(7) 〔安石代銀歎願に付、奈佐組儉約規定書〕  
宝塚市・三宅隆治氏蔵

石代一条歎願に付奈佐組立会

評儀の上規定書左の通り

一 祭狂言盆踊り相撲在廻り等決して為致申間敷事、

一 中分以上嫁取婿取年賀の儀一汁三菜、中分以下一汁

二 菜限可申、尤新客引請候節は上下共に右に准し成

丈け手輕に相勤め可申事、

附り、唱物は三味丈けにて太鼓等は決して取用停止  
の事

一 中分以上改名の儀一汁三菜にて若者丈けに可限、其  
余は決して無用の事、

附り、中分以下の義は一汁二菜にて成丈け儉約可

事、

一 盆・正・歳暮取遣無用の事、

一 葬礼の節、酒一切停止の事、

右の通り百姓立会評儀の上、石代歎願御聞濟御下知有  
之候迄の処規定仕候、若相背き候村方有之候はば組合  
除き可致候、依て連印仕候処如件、

奈佐組拾壹ヶ村

慶応三年

卯十月

(8) 〔奈佐組訴訟人救護規定書〕  
宝塚市・三宅隆治氏蔵

石代一条在来通四割式歩八厘安に願詰度



義に付奈佐組百姓立会規定の事

合村々連印仕候処如件、

一 宿預けの人は日別銀拾匁づゝ遣し可申候事、

慶応三年

岩井村

一 手鎖の人は日別銀貳拾五匁づゝ同断の事、

卯十月十一日

宮井村

一 首鎖の人は日別銀四拾五匁づゝ遣し可申事、

庄村

一 遠流に被処候人は金百五拾兩遣し可申事、

吉井村

一 入牢の人は日別銀六拾匁づゝ遣し可申事、

野垣村

若し入牢中病死いたし候もの有之候はば日別の外に

福成寺村

金百兩遣し候事、死罪に被行候節は、四郡高老石に

大谷村

付銀老匁づゝ凡銀貳拾八貫目、

内町村

右等に付、功分有之願成就の上は四郡より石代大明

舟谷村

神と悦込<sup>(祝)</sup>、御供米貳石づゝ年々遣し可申事、

目坂村

右ヶ条被仰附候節は四郡百姓共不残久美浜へ罷出、早

(9) 「久美浜代官弁明書」久美浜町・佐治正胤氏藏

々御免に相成候様可致、当人決て徒党に落し間敷候、

右の通組合百姓一同立会評義の上取定め申候、依之組

御代官は口米口金等不残御取被成候、又は御収納の内

世 十分一御取被成、結構成もの杯、且又多分の諸入用金

五拾式人扶持

近 御取被成候と心得候趣申由相聞候に付、先頃より両国

江戸・久美浜兩役所手附・手代一同并小

郡中のもの共の内式拾人余折々及内尋候処、いづれも

使迄給金扶持方の外、定例遣候分

下方にては右の通心得候趣区々に申之、以の外成事に

一金式拾兩

候、支配所御收納物の内より一粒苞銭たり共、御代官

御用初・歳末并向々中元・歳末祝儀等に

可請取筋に無之、当地御代官へ被下候諸入用と申之、

定例遣候分

享保十二年の御定にて於江戸表年々三度の割合御渡に

一金四拾五兩

相成る、左の通、

論所地改、手附・手代遣候給金扶持方凡

御代官へ被下候諸入用米金定払凡積

但、是は米相場下直の節は金拾三四兩

享保十二年の御定

位

一金六百七拾兩

一金五拾八兩苞歩

八十人扶持

此定払

御代官御役成入用并陣屋へ引越に付、手

内

附・手代道中入用遣候外拜借金年賦返納

一金百兩

御代官勝手賄の分の請取

の分

式拾人扶持

一金式拾八兩三歩

一金式百五兩三歩

右諸入用金半方錢渡に付、払間損凡

六口ノ

金四百五拾七両三步

七拾式人扶持

残 金貳百拾貳両壹分

八人扶持

江戸・在陣両役所に於て終年賦、炭・蠟

燭・飛脚賃・時々出役手当、その他一切

の入用

但、右の内、手残を以、場所替・帰府

等の節、手附・手代・家内一同道

中人馬旅籠入用に遣候事

一金五拾五両

享保十二年御定

内金拾両

検見入用

御代官検見入用に取

残 金四拾五両

検見中出役手当・小もの雇賃・わらじ代、

并木錢・米代・紙・蠟燭・人馬賃錢、其

他一式入用

右の通、自分は勿論手附・手代共への手当、支配所の

もの共時々願筋、其外出役入用等取賄候事に候、若疑

敷心得候もの有之候はば、諸弘諸帳面顕露に見せ可申

間、可罷出候、就ては両国郡中大小百姓老若男女、自

分支配中皆我子也、然る上は御代官取置は勿論、其外

難心得事共有之候はば、聊無遠慮自分手元へ罷出可承

事、

(慶応三年乙未代官・宮崎達次郎也)  
十二月 県令

丹但九郡

村役人

惣百姓へ

曲直を正し庶民撫育は御代官の役前なれば

世 近

我ちからおよばぬまでもやしなはん

よしあしわけてなびけ民くさ

民の作業ぢやまをふかく思ひ遣りて

わか思ふ心は秋のつゆなれや

野辺の千くさにかかる朝夕

### 3 土地・貢租

#### (一) 検地帳

#### (1) 「長谷村検地帳」 長谷区蔵

(表紙・後筆)

承応二年  
検地帳

庄や	一 屋敷四畝拾貳歩	五斗七升貳合	市左衛門
家のわき	一 上々畠壹畝廿七歩	貳斗九合	同 人
同所	一 屋敷三畝九歩	四斗貳升九合	喜左衛門
同所	一 屋敷貳畝拾八歩	三斗三升八合	左衛門
はな	一 麻畠貳拾四歩	壹斗四合	同 人
はな	一 麻畠拾五歩	六升五合	又兵衛
同所	一 麻畠拾五歩	六升五合	三郎大夫
同所	一 上畠拾貳歩	四升	左衛門
同所	一 中畠三歩	九合	同 人
同所	一 下畠九歩	貳升壹合	喜右衛門
同所	一 中畠貳拾四歩	七升貳合	左衛門
同所	一 中畠拾五歩	四升五合	市左衛門
同所	一 下畠三歩	七合	左衛門
同所	一 麻畠貳畝廿四歩	三斗六升四合	市左衛門
同所	一 麻畠貳拾壹歩	九升壹合	三郎大夫
はな	一 麻畠貳拾四歩	壹斗四合	又兵衛